

会計情報

Vol. 591
2025.11

Accounting, Tax & Consulting

2026年3月決算の半期報告書の
開示に関する留意事項

新リース会計基準に対応する税制改正(全
3回)～第1回:改正概要及び借手の処理～

国の会計と関連制度(20回目)～
国の基金の概要～



Contents

	ページ	
会計・監査	2	2026年3月決算の半期報告書の開示に関する留意事項 公認会計士 山田 正顕
	10	SSBJ:サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が、「補足文書」を公表 『会計情報』編集部
	11	SSBJ:サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局が、「SSBJハンドブック」を公表 『会計情報』編集部
IFRS	12	iGAAP in Focus財務報告 IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS会計基準の要求事項に関する教育的資料を更新 トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
	15	iGAAP in Focus 財務報告 IASB、新たな又は最近修正されたIFRS会計基準の開示要求を削減するIFRS第19号の修正を公表 トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
税務	17	新リース会計基準に対応する税制改正(全3回)～第1回:改正概要及び借手の処理～ デロイト トーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 石原 めぐみ
パブリック	21	国の会計と関連制度(20回目)～国の基金の概要～ 公認会計士 長村 彌角
会計基準等開発動向	36	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	40	新刊書籍のご案内

2026年3月決算の半期報告書の開示に関する留意事項

公認会計士 やまだ まさあき 山田 正顕

はじめに

本稿では、2026年3月決算の半期報告書の開示に関する留意事項について解説を行う。本稿が対象とする半期報告書は、連結財規第1編及び第3編により第一種中間連結財務諸表を作成している場合を想定している。

また、指定国際会計基準及び修正国際会計基準に関する記載については述べておらず、これらに基づく開示を行う会社においては、注意が必要である。

本稿で使用する半期報告書の記載事例は、公益財団法人財務会計基準機構の作成した『半期報告書の作成要領』（2025年9月期提出用）を参考にしている。

なお、本稿で使用されている法令又は会計基準等の略語の正式名称については、末尾に掲載している。

2026年3月期の半期報告書作成に係る主な改正点

2026年3月期の半期報告書を作成するにあたり、新たに適用される法令及び会計基準等に関連する主な改正点を下表にまとめている。

なお、下表のページは、本稿におけるページ数を意味している。

1. 「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」の提言（令和5年開示府令等の一部改正府令）に関する事項

項 目	ページ
第一部 企業情報 第2 事業の状況 3. 重要な契約等	4

2. スタートアップへの資金供給の促進関係（令和7年開示府令等の一部改正府令）に関する事項

項 目	ページ
第一部 企業情報 第3 提出会社の状況 1. 株式等の状況 ● 発行済株式総数、資本金等の推移	5

3. グローバル・ミニマム課税制度に関する会計処理及び開示（実務対応報告第46号の適用）に関する事項

項 目	ページ
第一部 企業情報 第4 経理の状況 1. 中間連結財務諸表 ● 注記事項（中間連結損益計算書関係）	8

4. 新リース会計基準等を早期適用する場合の会計処理等に関する事項

項 目	ページ
第一部 企業情報 第1 企業の概況 ● 主要な経営指標等の推移	3
第4 経理の状況 ● 冒頭記載	6
1. 中間連結財務諸表 ● 注記事項（会計方針の変更等）	6
● 注記事項（金融商品関係）	8

5. 上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い（改正金融商品実務指針の早期適用）に関する事項

項 目	ページ
第一部 企業情報 第4 経理の状況 1. 中間連結財務諸表 ● 注記事項（会計方針の変更等）	8

上記の他に、2025年3月11日に「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正」（包括利益の表示に関する改正、特別法人事業税の取扱いに関する改正、種類株式の取扱いに関する改正）が公表されており、下記のとおり、2026年3月期の半期報告書において適用される。

改正項目	適用時期等
包括利益の表示に関する改正	2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度の期首から適用する（改正包括利益会計基準第16-6項及び第42-3項並びに改正株主資本適用指針第14-4項）。
特別法人事業税の取扱いに関する改正	2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する（改正法人税等会計基準第20-4項及び第44項並びに改正税効果適用指針第65-4項及び第164項）。
種類株式の取扱いに関する改正	改正実務対応報告第10号では、適用時期等について次のように定められている。 2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後取得する種類株式について適用する。 2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首より前に取得した種類株式のうち、2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の前連結会計年度及び前事業年度の末日において保有する種類株式については、次のいずれかの方法を選択できる。 - 従前の会計方針を継続する。 - 改正実務対応報告第10号を2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の末日から将来にわたって適用する。 - 改正実務対応報告第10号を2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から将来にわたって適用する。

2026年3月期の半期報告書作成に係る主な留意点

半期報告書作成に係る主な留意事項は以下のとおりである。

項 目	留 意 点	備 考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	新リース会計基準等は、2025年4月1日以後開始する年度の期首から適用することができることされており（新リース会計基準第58項ただし書き）、適用初年度においては、以下の方法が認められている。 - 新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する方法（以下「原則的な方法」という）（新リース適用指針第118項本文） - 経過措置として、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法（以下「新リース適用指針118項ただし書きの方法」という）（新リース適用指針第118項ただし書き） 新リース会計基準等を早期適用した場合、主要な経営指標等の推移の記載について、次の事項に留意が必要となる。 - 原則的な方法に従い遡及適用を行った場合は、主要な経営指標等の推移の記載について、遡及適用の内容を反映しなければならない。また、遡及適用の内容を反映した場合は、その旨を注記しなければならない。 - 新リース適用指針第118項ただし書きの方法を適用した場合、経過措置に重要性があるときは、会計方針の変更に係る注記と同様に、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられる。 新リース会計基準等を早期適用する場合の記載事例は以下のとおりである。 （作成要領10ページ） 「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用している場合] 2. 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。	記載上の注意(5) 開示ガイドライン 5-12-2及び24の5-7

項 目	留 意 点	備 考
	「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日）第118項ただし書きを適用している場合] 2. 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。	
第2 事業の状況		
3 重要な契約等	開示府令が改正されている。改正の概要は以下のとおりであり、2025年3月期の有価証券報告書において既に適用されている開示に関連した事項である。 (1) 開示項目名の変更 開示項目名が「経営上の重要な契約等」から「重要な契約等」に変更されている。これは、「経営上」という文言が含まれているがゆえに典型的な経営上の契約以外の契約の開示が十分になされてこなかったと考えられ、「経営上」という点に重きを置くものではないことを明確化することを意図している。 (2) 開示対象となる契約の明確化 <u>従前から例示されていた項目（事業の賃貸借契約、経営の委任契約、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約、合併、事業譲受、事業譲渡、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割等）に加えて、以下に関する合意についての記載が求められることが明確化された。</u> ① 企業・株主間のガバナンスに関する合意 ② 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 ③ ローン契約と社債に付される財務上の特約 なお、例示されている類型に該当しない場合であっても、企業にとって重要な契約等である場合には開示を行う必要がある点に留意が必要である。また、法的拘束力を有する合意が開示対象となるため、口頭の合意であったとしても、当該合意が法的拘束力を有する場合には、開示の対象になると考えられる。 主な開示項目及び留意点は以下のとおりである。 ① 企業・株主間のガバナンスに関する合意 当中間連結会計期間において、<u>半期報告書の提出会社（提出会社が持株会社の場合には、その子会社を含む。）が、提出会社の株主（完全親会社を除く）との間で、以下のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合、当該契約の概要や合意の目的及び、当該合意に係る意思決定に至る過程、当該合意がガバナンスに及ぼす影響等を具体的に開示する。</u> (a) 役員候補者指名権の合意 (b) 議決権行使内容を拘束する合意 (c) 事前承諾事項等に関する合意 (留意事項) - 提出会社の株主が完全親会社である場合を除き、親会社との契約についても開示対象となる。 「提出会社の株主」とは名義株主を指す。ただし、いわゆる実質株主との間で合意を締結しており、当該株主が実質株主であることを提出会社が把握している場合には、これを任意に開示することが望ましいと考えられる。 - 一定の合意を含む契約のうち「重要性の乏しいもの」については開示対象外であるが、「重要性の乏しいもの」に該当するか否かは、当該合意が提出会社等のガバナンスや支配権、市場等に与える影響を踏まえ、個別事案ごとに実態に即して判断する。 ② 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 当中間連結会計期間において、<u>半期報告書の提出会社が、提出会社の株主（大量保有報告書を提出した株主）との間で、以下の株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合、当該契約の概要や合意の目的、当該</u>	記載上の注意(9) 開示府令第19条第2項第12号の4及び第20号 開示ガイドライン5-6、5-17から5-17-7及び24の5-7 パブコメ（重要な契約等）No.9、13から17、42から44、48、49、64、65、83、84、89、125及び126

項 目	留 意 点	備 考
	合意に係る意思決定に至る過程等を具体的に開示する。 (a) 保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意 (b) 保有株式の買増しの禁止に関する合意 (c) 株式の保有比率の維持の合意 (d) 契約解消時の保有株式の売渡請求の合意 (留意事項) - 株主単独での持分が5%以下となる場合であっても共同保有者として大量保有報告書が提出されている場合には、当該共同保有者との合意も開示対象となる。 - 未公表の重要事実に関連して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合は「重要性の乏しいもの」として開示対象外となる。 - 一定の合意を含む契約のうち「重要性の乏しいもの」については開示対象外であるが、「重要性の乏しいもの」に該当するか否かは、当該合意が提出会社等のガバナンスや支配権、市場等に与える影響の程度や当該契約が通常の事業過程において締結されたものであるか否か等を考慮して、個別事案ごとに実態に即して判断する。 ③ ローン契約と社債に付される財務上の特約 当中間連結会計期間において、半期報告書の提出会社又はその連結子会社が、財務上の特約が付された<u>ローン契約の締結又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合</u>において、これらの財務上の特約が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、当該ローン契約又は社債の概要、財務上の特約の内容及び財務上の特約が付された年月日を開示する。 当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した財務上の特約その他当該提出会社若しくは当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付されたローン契約又は社債について、以下について開示する。 (a) 弁済期限若しくは償還期限又はこれらの特約の内容の変更（当該特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微なものを除く。）があった場合には、当該変更の内容及び年月日 (b) これらの特約に定める一定の事由の発生があった場合には、その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策 (留意事項) 「財務上の特約」とは開示府令第19条第2項第12号の4又は第20号に規定する半期報告書提出会社又はその連結子会社が、「財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約」を指す。 - 対象となるローン契約又は社債は、債務の元本の額又は社債の発行価額の総額が、最近事業年度の末日における連結純資産額の10%以上に相当するものである。ただし、ノンリコースローンの場合は、その残高が連結純資産額の10%以上である場合であっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には開示を要しない。 「財務上の特約」に定められた事由が生じていない段階から開示が必要である。 - 開示対象は「財務上の特約」に限られず、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと考えられるものについても開示が求められる。 - 開示対象となる「財務上の特約」には連結子会社との間で締結するものは含まれない。	
第3 提出会社の状況		
1 株式等の状況 (4) 発行済	開示府令が改正され、事後交付型株式による株券の交付が行われた場合の記載が追加された。 <u>所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は</u>	記載上の注意(14) b

項 目	留 意 点	備 考
株式総数、資本金等の推移	店頭売買有価証券に該当するものに限る。)を交付する旨の定めに基づく株券の交付(以下「事後交付型株式による株券の交付」という)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載する。	
第4 経理の状況		
冒頭記載	新リース会計基準等を早期適用する場合、経理の状況の冒頭に連結財規等の附則に基づいている旨の記載をすることが望ましいと考えられる(作成要領81ページ 作成にあたってのポイント④)。 新リース会計基準等を早期適用する場合の記載事例は以下のとおりである。 (作成要領76ページ) 1. 中間連結財務諸表の作成方法について 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。 なお、当中間連結会計期間(○年4月1日から○年9月30日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」(令和7年3月24日内閣府令第20号)附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。 また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成している。	記載上の注意(18)
1 中間連結財務諸表	新リース会計基準等を早期適用する場合で、新リース適用指針第118項ただし書きの方法を適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法による組替えを行わない。	新リース適用指針第136項
注記事項 (会計方針の変更等) 新リース会計基準の早期適用	新リース会計基準等を早期適用場合には、原則的な方法と新リース適用指針118項ただし書きの方法が認められている。また、実務上の負担を軽減するための経過措置が設けられている。これらの経過措置を適用する場合において、重要性があるときは、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられる。 新リース会計基準等を早期適用する場合で、原則的な方法の記載事例は以下のとおりである。 記載事例の前提 ・貸手としてのリースはリース適用指針第71項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。 (作成要領124ページ) (会計方針の変更) 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、(会計方針の変更の具体的な内容)。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、(会計方針の変更の具体的な内容)。これらの会計方針の変更は遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。 この結果、遡及適用を行う前と比べて、前中間連結会計期間の売上高がXXX百万円減少し、売上原価はXXX百万円減少し、販売費及び一般管理費は	連結財規第102条 財規第131条 連結財規ガイドライン102 財規ガイドライン131

項 目	留 意 点	備 考
	XXX百万円減少し、営業利益はXXX百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれXXX百万円減少している。また、前連結会計年度の有形固定資産はXXX百万円増加し、無形固定資産の「その他」はXXX百万円増加し、流動負債の「その他」はXXX百万円増加し、固定負債の「その他」はXXX百万円増加している。さらに、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより前連結会計年度の利益剰余金の期首残高はXXX百万円減少している。 また、新リース会計基準等を早期適用する場合で、新リース適用指針118項ただし書きの方法の記載事例は以下のとおりである。 記載事例の前提 ・貸手としてのリースはリース適用指針第71項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。 以下の経過措置を適用する。 ・リース適用指針第119項(1)に従って、適用初年度の前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」(2007年3月30日。以下「企業会計基準第13号」という。)を適用しているリース取引については、契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わないこと ・リース適用指針第119項(2)に従って、適用初年度の期首時点で存在する企業会計基準第13号を適用していない契約については、適用初年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断すること (作成要領126ページ及び128ページを基に筆者作成) (会計方針の変更) 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、 (会計方針の変更の具体的な内容) 。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、 (会計方針の変更の具体的な内容) 。 (1) 借手及び貸手 リース会計基準等の適用については、「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日。以下「リース適用指針」という。)第118項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。当該経過的な取扱いの適用にあたって、リース適用指針第119項(1)及び(2)に定める方法を適用し、前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日。以下「企業会計基準第13号」という。)を適用しているリース取引については契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わずにリース会計基準等を適用し、当中間連結会計期間の期首時点で存在する企業会計基準第13号を適用していない契約については当中間連結会計期間の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断している。 (2) 借手 借手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。 (略) また、リース適用指針第136項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度及び前中間連結会計期間について新たな表示方法による組替えを行っていない。 (略)	

項 目	留 意 点	備 考
	(3)貸手 貸手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。 (略) この結果、当中間連結会計期間の売上高がXXX百万円減少し、売上原価はXXX百万円減少し、営業利益はXXX百万円減少し、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれXXX百万円減少している。	
注記事項 (会計方針の変更等) 改正金融商品実務指針の早期適用	改正金融商品実務指針は、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの早期適用が認められている。改正金融商品実務指針を早期適用する場合、会計方針の変更において注記をすることになると考えられる（作成要領133ページ 作成にあたってのポイント⑩）。 なお、改正金融商品実務指針の適用にあたっては、遡及適用が認められない点に留意が必要となる。	連結財規第102条 財規第131条 連結財規ガイドライン102 財規ガイドライン131 改正金融商品実務指針第195-20項及び第205-2項
注記事項 (中間連結損益計算書関係)	国際最低課税額に対する法人税等は、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目をもって表示するとされている。この場合に、国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記する。 また、実務対応報告第46号第7項を適用し、中間連結会計期間及び当中間会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しない場合には、その旨を注記する。 実務対応報告第46号第7項を適用し、中間連結会計期間及び当中間会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しない場合の記載事例は以下のとおりである。 (作成要領144ページ) 当社グループは、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日）第7項を適用し、当中間連結会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上していない。	連結財規第170条 実務対応報告第46号第7項、第9項、第10項及び第13項
注記事項 (金融商品関係)	新リース会計基準等を早期適用する場合、リース負債については、金融商品の時価等に関する注記の対象外となる。	連結財規第111条 金融商品時価開示適用指針第4項

以 上

※本稿で使用されている法令又は会計基準等の正式名称

開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（最終改正令和7年3月28日内閣府令第23号）
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（令和7年2月金融庁企画市場局）
記載上の注意	開示府令第四号の三様式（記載上の注意）
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）（最終改正令和7年3月31日内閣府令第31号）
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）（令和7年3月金融庁企画市場局）
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）（最終改正令和7年4月1日内閣府令第36号）
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）（令和7年4月金融庁企画市場局）
令和5年開示府令等の一部改正府令	企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第81号）
令和7年開示府令等の一部改正府令	企業内容等の開示に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第13号）
パブコメ（重要な契約等）	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年12月22日公表）
新リース会計基準等	新リース会計基準及び新リース適用指針
新リース会計基準	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（2024年9月13日企業会計基準委員会）
新リース適用指針	企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日企業会計基準委員会）
実務対応報告第46号	実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（2024年3月22日企業会計基準委員会）
改正金融商品実務指針	移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（最終改正2025年3月11日企業会計基準委員会）
改正包括利益会計基準	企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（最終改正2025年3月11日企業会計基準委員会）
改正株主資本適用指針	企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（最終改正2025年3月11日企業会計基準委員会）
改正法人税等会計基準	企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（最終改正2025年3月11日企業会計基準委員会）
改正税効果適用指針	企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（最終改正2025年3月11日企業会計基準委員会）
改正実務対応報告第10号	実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（改正2025年3月11日企業会計基準委員会）
金融商品時価開示適用指針	企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（最終改正2024年9月13日企業会計基準委員会）
作成要領	公益財団法人 財務会計基準機構『半期報告書の作成要領』（2025年9月期提出用）

SSBJ：サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) が、「補足文書」を公表

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2025年9月16日開催の第57回サステナビリティ基準委員会において、次の補足文書の公表を了承し、2025年9月17日に公表した。

補足文書は、SSBJが2025年3月5日に公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）を追加又は変更するものではなく、SSBJ基準の適用にあたって参考となる文書である。

- ・補足文書「ISSB基準の適用にあたっての予想される財務的影響に関する情報の開示」

SSBJは、SSBJ基準の開発にあたり、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、その基本的な方針として、国際サステナビリ

ティ基準審議会（以下「ISSB」という）のIFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という）との整合性を図ることを基礎としている。

このため、ISSB基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料等のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、SSBJが公表するサステナビリティ開示基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJの了承を得たものをSSBJの補足文書と位置付けることとしている。

詳細については、SSBJのウェブページを参照いただきたい。

2025年9月補足文書の公表 | サステナビリティ基準委員会

以 上

SSBJ：サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が、「SSBJハンドブック」を公表

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局は、2025年9月30日に次のSSBJハンドブックを公表した。

- 法令により開示が禁止されている事項がある場合
- 誤謬が発生した際の対応
- リスクを識別するためにシナリオ分析を用いている場合の開示
- 排出係数が報告期間の末日後に更新された場合
- スコープ1温室効果ガス排出及びスコープ2温室効果ガス排出の測定に温対法を用いる場合のスコープ3温室効果ガス排出の測定
- サプライヤー企業等が温対法に基づき温室効果ガス排出測定をしている場合の報告企業のスコープ3温室効果ガス排出の測定
- 温室効果ガス排出目標の開示

SSBJハンドブックは、SSBJ事務局が、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説であ

り、SSBJハンドブックに含める論点は、関係者のニーズが高いもの（これまでにSSBJに多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ事務局のリソース等を考慮して決定したものである。

SSBJハンドブックは、SSBJの審議を経ずに公表している。SSBJハンドブックは、SSBJ基準を構成しないため、SSBJハンドブックの内容に従わない場合であっても、SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる。

これまでに公表したSSBJハンドブックはこちら [SSBJハンドブック | サステナビリティ基準委員会](#)
詳細については、SSBJのウェブページ [2025年9月SSBJハンドブックの公表 | サステナビリティ基準委員会](#) を参照いただきたい。

以 上

IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS会計基準の要求事項に関する教育的資料を更新

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusは、IFRS財団が2025年5月に公表した更新版の教育的資料「継続企業—開示に焦点を当てる」を解説する。

- 更新版の教育的資料は、会計の継続企業の前提が引き続き適切であるかどうかの評価、及び当該評価について要求される可能性のある開示に関するIFRS会計基準の既存の要求事項を強調している。
- 重要な点として、教育的資料は以下を示している。
 - 経営者の継続企業の評価は、報告日から少なくとも12か月をカバーすることが要求されるが、これは上限ではなく最短の期間である。
 - 当該評価は、報告期間の末日の後、財務諸表の発行が承認された日までに発生した事象の影響を反映する必要がある。
- 財務諸表が作成される基礎及び継続企業に対する重大な不確実性を開示するという特定の要求事項に加えて、IAS第8号「財務諸表の作成基礎」[IAS第1号「財務諸表の表示」]の一般的な要求事項で、継続企業評価の一環として行われた重要な判断の開示が、要求される場合がある。

背景

本教育的資料は、COVID-19のパンデミック中に利害関係者から提起された質問に回答するために、2021年1月に最初に公表された。2025年5月に改訂及び再公表し、国際会計基準審議会（IASB）及び国際監査・保証基準審議会（IAASB）がその後に公表した基準の参照を

含め、COVID-19パンデミックの言及を削除した。

見解

2025年に行われた改訂は本質的に手続き的なものであり、教育的資料の内容を大幅に変更するものではない。

IFRS財団の教育的資料は、この点に関してIFRS会計基準の要求事項を変更又は追加するものではなく、継続企業の前提による作成が適切であるかどうかを評価するための既存の要求事項、及び重要な点として、当該評価で提供される開示を強調している。

教育的資料が取り扱っている論点

継続企業の前提による作成が適切であるかどうかの評価

教育的資料は、次のことを強調している。

- 年次又は期中財務諸表を作成する場合、IAS第8号[IAS第1号]は、経営者が継続企業として存続する企業の能力を評価することを要求している。IAS第8号[IAS第1号]は、経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、財務諸表は継続企業の前提により作成することを説明することにより、継続企業を定義している。
- この評価を行う際に、IAS第8号[IAS第1号]は、経営者が報告期間の終了後少なくとも12か月を見通すことを要求しているが、見通しは12か月に限定されないことを規定している。これは、財務諸表の発行が承認された日から12か月間についての継続企業の検

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2025/going-concern-education-material)

討を要求する一部の国の規制と不整合ではない。国際監査基準第570号（2024年改訂）は、評価期間が財務諸表の承認日から12か月未満の期間をカバーしている場合、評価期間の延長を経営者に要求することを監査人に要求している。

これらの要求事項を詳しく説明して、教育的資料は、経営者が、企業の現在及び予想される収益性、既存の融資枠の返済時期、及び借換えをする場合の潜在的な借入先に関連する要因を検討する必要がある可能性があることを指摘している。

教育的資料はまた、IAS第10号「後発事象」が、作成における継続企業の前提の使用についての経営者の評価は、報告期間の終了後、財務諸表の発行が承認される日までに発生した事象の影響を反映する必要があることを説明している点についても強調している。財務諸表の発行が承認される前に、経営者が営業を停止する以外に現実的に代替案がないほどに状況が悪化した場合、財務諸表は継続企業の前提により作成してはならない。

見解

後発事象への参照は、政府又はその他の当事者による行動の結果（企業自身の緩和のための行動を含む）によって生じる可能性のある、ダイナミックな

環境において特に関連性がある可能性がある。報告日以後、財務諸表の発行が承認される前の動向は、それ自体がIAS第10号の全般的な要求事項での修正を要する事象ではない場合であっても、継続企業の評価に考慮しなければならないことに留意することが重要である。

開示の重要性

教育的資料は、財務諸表を継続企業の前提により作成するかどうかの決定は二者択一であるが、その前提が使用される状況は、企業の収益性が高く、流動性の懸念がない場合から、経営者が計画する緩和のための行動を考慮した後でさえも、継続企業の前提により財務諸表を作成することが「間一髪（close call）」である場合まで、大きく異なる可能性があることを示している。ストレスがかかっている経済環境では、企業がその分布（spectrum）内のどの位置にあるかを明確に開示し、経営者の評価の一環として行われた仮定と判断は、財務諸表の利用者の注目となる可能性が高い。

異なる状況で適用される可能性のある開示要求を示すために、教育的資料は、企業の状況が悪化するとともに適用される要求事項のマトリックスを提示している。

企業の状況の悪化				
シナリオ	継続企業に関する重大な疑義はない。	継続企業に関する重大な疑義が存在するが、緩和のための行動は継続企業が適切であるとなるために十分に判断された。 企業は、重要性がある不確実性はないと判断する。	継続企業にする重大な疑義が存在するが、緩和のための行動は継続企業が適切であるとなるために十分に判断された。 緩和のための行動を考慮しても、継続企業に関する重要性がある不確実性が残っている。	清算若しくは営業停止の意図がある、又はそうする以外に現実的な代替案がない。
作成の基礎	継続企業			代替的な基礎（継続企業ではない）
開示	作成の基礎 特定の開示はない	作成の基礎 重要な判断？	作成の基礎 重要性がある不確実性 重要な判断？	限定的な特定の 要求事項

次に、教育的資料は、図示されたそれぞれの状況の企業に関連性がある可能性のある開示要求を強調している。

- 継続企業に関する重大な疑義がない場合は、作成の基礎を記述する必要性を除いて、継続企業に関連する特定の開示要求はない。また、継続企業の前提により財務諸表を作成する結論に達する際に、重要な判断を伴った可能性も低い。
- 継続企業の前提の会計が適用されるが、重要性がある

不確実性が存在する場合（例えば、経営者が自社製品の需要の減少に対処するための立直し戦略を実行する能力、及び／又は借入れを更新又は借り換える能力について）、IAS第8号 [IAS第1号] は、当該不確実性の開示を要求している。

- 継続企業に関する重要性がある不確実性が存在する場合、又は継続企業に重大な疑義があるが重要性がある不確実性が存在すると考えられる程度にない場合（例えば、経営者が実行可能な代替的な借入先の識別を含

む、戦略の成功についての十分な証拠を示す立直し戦略の実行を開始した可能性がある)、経営者が行った重要な判断の開示(企業が継続企業であるかどうか、又は重要性がある不確実性が存在するかどうかに関する)が、IAS第8号[IAS第1号]の全般的な要求事項で要求される。

- 見積りの不確実性の発生要因の開示に関するIAS第8号[IAS第1号]の包括的な要求事項は、報告期間の末日に見積りの不確実性の主要な発生要因があり、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じさせる重大なリスクある場合にも関連性がある可能性がある。

2014年7月のIFRIC Updateで報告されているように、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)は、企業の経営者が、企業が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状態を検討している状況について議論した。計画された緩和のための行動の実行可能性と有効性を含めて、すべての関連性のある情報を考慮した上で、経営者は、IAS第8号6K項[IAS第1号25項]に従って開示が要求される重要性がある不確実性は存在しないと結論付けた。しかし、重要性がある不確実性は存在しないという結論に至るには、重要な判断を要した。

このような状況において、IFRS ICは、IAS第8号27G項[IAS第1号122項]の開示要求は、企業の

継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状態に関連する重要性がある不確実性が依然として存在していないと結論を下した際に行った判断にも適用されると結論付けた。

継続企業ではない企業

教育的資料は、IAS第8号[IAS第1号]が、企業がもはや継続企業ではない場合に、財務諸表を作成するための代替的な基礎を定めていないが、財務諸表が継続企業の前提により作成されていないという事実、及び企業が継続企業とみなされない理由を開示し、財務諸表が作成された基礎を開示することを、企業に要求していることを示している。

教育的資料の地位

IFRS財団は、教育的資料がIFRS会計基準の一部ではなく、基準の要求事項に追加又は変更しないことを示している。これは、利害関係者の基準に対する理解を支援するために開発された。この文書で表明された見解は、必ずしもIASB、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)、又はIFRS財団の見解を反映しているわけではない。

以 上

IASB、新たな又は最近修正されたIFRS会計基準の開示要求を削減するIFRS第19号の修正を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusは、2025年8月21日に国際会計基準審議会（IASB）から公表された「IFRS第19号『公的説明責任のない子会社：開示』の修正」を解説する。

- IASBは、新たなまたは最近修正されたIFRS会計基準の開示要求の削減を提供するIFRS第19号の修正を公表した。
- IASBは、以下の開示要求を修正した。
 - IASBは、サプライヤー・ファイナンス契約、交換可能性の欠如、第2の柱モデルルール、金融商品の分類及び測定、及び特約条項付の非流動負債に関連する開示目的を削除した。
 - サプライヤー・ファイナンス契約に関連する開示要求を削減した。
 - 開示要求ではなくガイダンスを示している文書を削除した。
 - 経営者が定義した業績指標を使用する企業について、当該指標に関する開示要求を、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」への相互参照に置き換えた。

本修正は、IFRS第19号と同じ発効日である。すなわち、2027年1月1日以後開始事業年度である。早期適用は認められる。

IFRS第19号の開示要求は、他のIFRS会計基準に由来する。IFRS第19号には、2021年2月28日より前に公表されたIFRS会計基準の開示要求の削減が含まれている。2021年2月28日から2024年5月1日の間に公表された新たな又は修正されたIFRS会計基準の開示要求は、IASBがこれらの要求事項の削減について協議しなかったため、IFRS第19号に削減されることなく含まれている。

IASBは、公開草案（ED）「IFRS第19号『公的説明責任のない子会社：開示』の修正」において当該要求事項の削減について協議し、IFRS第19号の開示要求をこれらの新たな基準又は修正基準から更新し、IFRS第19号が、削減された開示要求を開発するためのIASBの原則を反映した開示要求のみを含むようにすることを決定した。

見解

IFRS第19号は、他のIFRS会計基準の新たな又は修正された開示要求と常に最新の状態を維持し、一貫性を確保するために、必要に応じて引き続き修正される。IASBは、新たな基準を開発する又は基準の修正を行う際には、開示要求の削減に関する原則を適用し、要件を満たす子会社のコストと便益を評価する。その後、IASBは、開示要求の削減に関するフィードバックを得て、それらをIFRS第19号の結果的修正として公表し、これは新たな基準又は修正の付録に含まれる。

背景

2024年5月、IASBはIFRS第19号を公表した。IFRS第19号の適用を選択した、要件を満たす子会社は、開示要求を除き他のIFRS会計基準の要求事項を適用し、代わりにIFRS第19号の開示要求を適用する。

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトをご参照ください。
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2025/ifrs-19-amendments>)

修正

サプライヤー・ファイナンス契約

IASBは、サプライヤー・ファイナンス契約に関するIFRS第19号の開示要求を、一部の修正を加えつつも維持することを決定した。IASBは、IFRS第19号に開示目的を含めないという決定と整合的に、IFRS第19号にこれまで含まれていた開示目的を削除した。また、削除されている開示目的へのIFRS第19号における参照も削除し、開示する金融負債とサプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない同等の営業債務の両方について支払期日の範囲を開示する要求事項を削除した。

交換可能性の欠如

IASBは、2023年8月に公表された交換可能性の欠如に関する修正に関するIFRS第19号の開示要求を維持することを決定した。IASBは、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」を修正し、企業に対して以下についての一貫したアプローチを適用することを要求した。

- 通貨が他の通貨に交換可能かどうかを評価する。
- 通貨が交換可能でない場合に、使用する為替レート及び提供する開示を決定する。

唯一の変更は、IFRS第19号から、当該修正によって導入された開示目的、及び当該目的を充足するために必要な詳細な金額への参照を削除することである。

国際税務改革—第2の柱モデルルール

IASBは、以下を導入したIAS第12号「法人所得税」の修正に関連するIFRS第19号の開示要求を維持することを決定した。

- 第2の柱の法人所得税に関連する繰延税金資産及び負債に関する情報を認識し開示する要求事項の一時的な例外
- 影響を受ける企業に対する的を絞った開示要求

唯一の変更は、IFRS第19号から、当該修正によって導入された開示目的及び当該目的への参照を削除することである。代わりに、IASBは開示要求に開示目的の文言の一部を追加した。

金融商品の分類及び測定

2024年5月、IASBは、「金融商品の分類及び測定の修正」（2024年5月に公表されたIFRS第9号「金融商品」への変更）からの結果的修正として、IFRS第19号に開示要求を追加した。当該要求事項は、基本的な融資のリス

クやコスト（貨幣の時間価値又は信用リスクなど）に直接関連しない偶発的な事象の結果として、契約上のキャッシュ・フローの金額を変更する可能性のある契約条件の影響に関連している。

IASBは、どの程度の詳細を開示すべきか、集約又は分解の適切なレベル、及び財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するために追加の説明を必要とするかどうかを企業が検討する要求事項を削除した。IASBは、偶発的な事象に基づいてキャッシュ・フローが変化する金融商品の例も削除した。

財務諸表における表示及び開示

IASBは、IFRS第18号に関連するIFRS第19号の開示要求の大部分を維持することを決定した。唯一の大幅な変更は、IFRS第19号から、経営者が定義した業績指標（MPM）に関する要求事項を削除することである。代わりに、IFRS第18号で定義されているMPMを使用する、要件を満たす子会社は、IFRS第18号の関連する（完全な）開示要求を適用することが要求される。

IASBはまた、特約条項付非流動負債に関するIFRS第19号の開示目的を削除することも決定した。

見解

EDでは、IASBは利害関係者に対し、今後の新たな基準「規制資産及び規制負債」によって導入される開示要求を削減しないことに同意するかどうかを質問した。回答者は、第一に、要件を満たす企業は、新たな基準で要求されるすべての開示を提供することが要求されるべきであることに同意した。IASBは、新たな基準が公表された後、別の公開草案を通じて開示要求の削減について協議しなければならない。このフィードバックに沿って、IASBは、現時点で規制資産及び規制負債の開示要求の削減を行わないことを決定した。

発効日

本修正は、IFRS第19号と同じ発効日である2027年1月1日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。

以上

新リース会計基準に対応する税制改正 (全3回) ～第1回：改正概要及び借手の 処理～

デロイト トーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 ^{いしはら}石原 めぐみ

令和6年9月に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(以下「新リース会計基準」)が公表されたことに伴い、リース取引に関連する法人税法や消費税法等の各法令に所要の見直しが行われた。本稿では第1回目として、リース取引に関連する改正概要および借手の処理(法人税)について解説する。

なお、第2回は貸手の処理、第3回は消費税関連の解説を予定している。

下「新リース会計基準」が令和6年9月に公表され、原則として令和9年4月1日以後開始事業年度の期首から適用され、令和7年4月1日以後開始事業年度の期首からの早期適用も認められることとなった。新リース会計基準への改正に伴い、税務上の取扱いについても以下のとおり整備された。

■ 改正前リース会計・法人税の取扱い

従来のリース会計及び法人税における取扱いの概要は次のとおりである。

1. リース取引についての整備

企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(以

	区分		会計	法人税	
				借手	貸手
資産の賃貸借取引	ファイナンス・リース取引(※1)	所有権移転リース取引	売買処理	資産の種類に応じて選定している償却方法により減価償却	原則 譲渡日にリース譲渡に係る対価及び原価を認識
		所有権移転外リース取引	売買処理	改正② リース期間定額法により償却	例外①：延払基準法 改正③ 例外②：リース特例法 (第2回にて解説)
	オペレーティング・リース取引(※2)		賃貸借処理	改正① 賃貸借処理	賃貸借処理

新リース会計基準では、借手は原則オンバランス処理されることになり、その他国際的な会計基準にあわせた見直しが行われた。

(※1) 「ファイナンス・リース取引」とは、法人税法上のリース取引をいう。(以下同様)

(※2) 「オペレーティング・リース取引」とは、資産の賃貸借のうちファイナンス・リース取引以外のものをいう。(以下同様)

2. 改正①【借手】オペレーティング・リース取引の損金算入時期の明確化

税務上、借手側のオペレーティング・リース取引につ

いては従来の取扱いと同様になり、会計と税務の不一致が想定され、事務管理の対応について検討が求められる。

	改正内容
内容	法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額（※3）があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入される（※4）（法53）。
適用関係	令和7年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用される（R7改正法附14）。

オペレーティング・リース取引の借手の仕訳イメージは次のようになる。
例）リース期間5年、リース料総額60、割引率8%、

その他詳細の前提は「企業会計基準適用指針第33号リースに関する会計基準の適用指針」設例9（企業会計基準委員会）参照

ー1年目ー

新リース会計			法人税	
契約の締結	使用権資産 49	リース負債 49	仕訳無し	
リース料の支払	リース負債 8.4 支払利息 3.6	Cash 12	リース料 12	Cash 12
減価償却	減価償却費 9.8	償却累計額 9.8	仕訳無し	
費用合計 13.4			損金合計 12	
			差額1.4を加算調整	

- （※3） 支払う金額には、その資産の賃借のために要する費用の額及びその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額は含むものとされ、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額が除かれる（法53①、23③一）。
- （※4） 賃借期間のうち賃料の支払がない又は通常に比して少額である期間（以下「フリーレント期間」）が定められた契約のうち、課税上弊害があるもの以外のものを除き、損金経理を要件に、その契約に基づき支払う金額を賃借期間にわたり支払われるべきものとした場合には、各事業年度中に支払われるべきこととなる金額（賃料総額をフリーレント期間を含めた賃借期間で按分した金額）を各事業年度において損金算入する（法基通12の5-3-2）。

【イメージ図】 賃料総額を賃借期間中の各事業年度で期間按分して損金算入する方法

賃借期間：×1年1月～12月（フリーレント期間×1年1月～3月）、賃料総額360

	フリーレント期間			賃借期間								
(実際の支払)	(0)	(0)	(0)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)
損金算入	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	X1年3月期 損金算入額90			X2年3月期 損金算入額270								

3. 改正②【借手】所有権移転外リース取引に係るリース資産の減価償却方法の見直し

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外リー

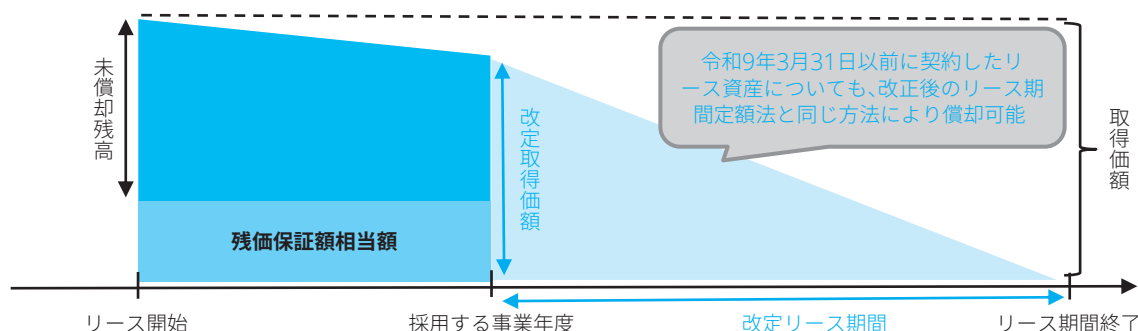
ス取引に係るリース資産の減価償却方法について以下の見直しが行われた。

	改正内容
対象	令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引
内容	リース期間定額法により償却する ■ リース資産の取得価額は、原則、「リース期間中のリース料の額の合計額」による。ただし、リース料の額の合計額のうち利息相当額を合理的に区分できる場合は「そのリース料の額の合計額から利息相当額を控除した金額」とすることができる（法基通7-6の2-9）。 ■ 従来は取得価額から控除していた「残価保証額」は控除せず、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できる（法令48の2①六・④、61①ニイ）。 ■ 会計上の「借手のリース期間」を用いて経理を行っている場合には、税務上も当該「借手のリース期間」をリース期間定額法の「リース期間」とされた（法基通7-6の2-10の2）。 ※ リース資産に係る「その償却費として損金経理をした金額（法法31①）」には、確定した決算でそのリース資産に係る使用权資産の減価償却費として経理した金額が含まれる（法基通7-5-3）。

なお、経過措置により、令和9年3月31日までに締結されたリース資産については令和7年4月1日以後開始する事業年度から改正後のリース期間定額法（経過リース期間定額法）により償却することが可能とされている（R7改正法令附7②）。

	経過措置の内容
対象	経過リース資産：リース資産のうち当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年3月31日以前に締結されたもの（その取得価額に残価保証額に相当する金額が含まれているものに限る）（R7改正法令附7②）
取扱い	リース期間定額法に代えて、経過リース期間定額法を選定することができる（R7改正法令附7②）。 ■ 経過リース期間定額法：当該経過リース資産の改定取得価額（※5）を改定リース期間（※6）の月数で除して計算した金額に当該事業年度における当該改定リース期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法 $\text{償却限度額} = \text{改定取得価額} \div \text{改定リース期間の月数} \times \text{当該事業年度における当該改定リース期間の月数}$ （※5） 改定取得価額：経過リース資産の経過リース期間定額法の適用を受ける最初の事業年度開始の時（当該経過リース資産が当該最初の事業年度開始の時に事業の用に供したものである場合には、当該事業の用に供した時）における未償却残高をいう（R7改正法令附7④） （※6） 改定リース期間：経過リース資産のリース期間のうち当該適用を受ける最初の事業年度開始の日以後の期間をいう（R7改正法令附7④） ただし、この経過措置の適用を受けようとする法人が、経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度において有する経過リース資産のいずれかについて経過リース期間定額法を選定しない場合には、この経過措置の適用を受けることはできない（R7改正法令附7②ただし書）。
手続	経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度（令和9年3月31日後最初に開始する事業年度以前の事業年度に限る）に係る確定申告書の提出期限（仮決算による中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある（R7改正法令附7③、R7改正法規附2）。

【経過リース期間定額法のイメージ図】



【出所】「令和7年度法人税関係法令の改正の概要」7頁（国税庁ウェブサイト（PDF））

4. 法人事業税についての措置

法人事業税における付加価値割の純支払賃借料の算定について以下のとおり整備された。

	改正内容
内容	付加価値割の課税標準となる付加価値額の算定で用いる「支払賃借料」は、法人が土地又は家屋の賃借権等の対価として支払う金額とされ、当該賃借権の範囲からファイナンス・リース取引（法第64条の2③）に係るものを除く（地法72の17）。 ⇒法人税法上の賃借取引に該当するオペレーティング・リース取引による土地・家屋の賃借料は「支払賃借料」に含まれることが明確化された。

5. その他法人税基本通達の改正

（1）資産の賃貸借の範囲

「資産の賃貸借」には、民法第601条〈賃貸借〉の規定により効力を生ずることとなる契約に基づく行為のほか、「資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する行為」も含まれる（法基通12の5-1-1、12の5-3-1）。これまで、法人税法上の「資産の賃貸借」の範囲は明示されていなかったが、新リース会計基準におけるリースが契約形態を問わないこと等を踏まえ、法人税法上も明確化された。

（2）ファイナンス・リース取引の判定

資産の賃貸借がファイナンス・リース取引とされる2つの要件（解約不能要件及びフルペイアウト要件）に該当するかどうかを判定する場合において、当該資産の賃貸借が次のいずれかに該当するときは、当該資産の賃貸借は、フルペイアウト要件を満たすこととする取扱いが示された（法基通12の5-1-3）。

- ① 賃貸人の会計リース料の現在価値が、原資産の現金購入価額のおおむね90%以上であること。
- ② 賃貸人の会計リース期間が、原資産の経済的耐用年数のおおむね75%以上であること（原資産の特性、経済的耐用年数の長さ、原資産の中古市場の存在等を考慮した場合に、①による判定が90%を大きく下回ることが明らかな場合を除く）。

なお、賃借人が上記の判定を行う場合には、①の賃貸人の会計リース料を賃借人の会計リース料と、②の賃貸人の会計リース期間を賃借人の会計リース期間と、それぞれ読み替えることを明らかにされている。

（3）リースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合の取扱い

リースを含む契約にリースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合において、次に掲げる方法により経理しているときは、当該方法により区分された後の当該リースを構成する部分に係るリース資産の取得価額とされるべき金額について法人税法第31条その他

の減価償却に関する規定及び法人税基本通達第7章の取扱いを適用することが明らかにされた（法基通7-6の2-17）。また、資産の賃貸借の場合も同様に法人税法第53条、第64条の2、及び法人税法施行令第131条の2の規定並びに法人税基本通達第12章の5第1～3節の取扱いを適用することが明らかにされた（法基通12の5-1-7、12の5-3-3）。

- ① リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分ける方法
- ② 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごと又は性質及び当該法人の営業における用途が類似する原資産のグループごとに、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする方法

6. おわりに

今回、リース取引に関連する税制改正概要及び借手の処理（法人税）について取り上げた。

上述のとおり、新リース会計基準による原則的な会計処理を適用する場合には、オペレーティング・リース取引については、税務と会計の処理に不一致が生じるため、申告調整が必要になると考えられる（ファイナンス・リース取引については、基本的に税務と会計の処理は一致するものと考えられる）。

このため、オペレーティング・リース取引に関しては、従来以上に事務管理上の対応が求められることが想定される。新リース会計基準適用後の会計処理を確認し、それを踏まえた税務上の取扱いについて事前に整理し、課税所得・税額への影響を把握しておくことが望ましいと考えられる。

第2回は貸手の処理（法人税）について取り上げる。

以 上

国の会計と関連制度 (20回目) ～国の基金の概要～

おさむら や か く
公認会計士 長村 彌角

現在では、経済安全保障、教育や科学技術の振興、より長期的な視点が必要になるGXの推進、グローバルな競争に勝ち抜くための野心的なイノベーションへの挑戦支援など、様々な国民の経済活動の変化などにより、複数年度にわたる長期的な事業は不可欠である。しかし、日本の政府予算は単年度主義が採用されている（憲法第86条）。岸田内閣では、これに対応する形で、2021年12月3日「令和4年度予算編成の基本方針」（閣議決定）において、いわゆる「16か月予算」の考え方で2021年度補正予算と2022年度当初予算を一体として編成し、単年度主義の弊害は正のため、必要に応じて、新たに基金を創設する等の措置を講じていくとした。併行する形で、行政事業レビューにおける基金のレビューの強化や基金情報の「行政事業レビュー見える化サイト（RSシステム）」における公表などにより、EBPMを用いたPDCAや国民への説明責任を果たす流れも出来つつある。

本稿では、歴史ある基金の制度のうち、「国の基金」に対する政府のモニタリングの仕組みやその動静について、主に2000年以降に焦点を当てて解説する。

1. 国の基金

(1) 基金の意義と類型

① 基金の定義

基金とは、「独立行政法人、公益法人等や地方公共団体が、国から交付された補助金等を原資として、特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭」¹である。本稿では、これを「国の基金」と呼ぶ。また、国の特別会計に設置されている国債整理基金特別会計などは含まない。なお、地方公共団体にも基金が設置されるが、これは国の基金とは根拠法令が異なっている。

当定義が設定された当時の経済財政運営と改革の基本方針2014（2014年6月24日閣議決定）では、「基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制するとともに、国から交付された補助金等により独立行政法人、公益法人等や地方公共団体に造成された基金の執行状況を全て公表

し、使用実績も踏まえながら使用見込みの低い基金については返納を検討する」とされ、それまでの基金の設定や運用に関する課題への対応が示されている。

② 根拠法令

国の基金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「補助金適法化施行令」という）第4条第2項を根拠とする。基金の対象事業が規定され、基金法人自ら基金の額や事業実施状況を所管府省に報告し、基金額が過大であると認められた場合や廃止した場合には、一部または全額を国庫に納付することとされている。

なお、同条では、基金設置のための補助金等交付にあたり遵守すべき事項を定めている。しかし、地方公共団体の基金のように、その運用状況に関して監査委員による「監査」という視点からのモニタリングは定められていない。このモニタリングに相当するものが、行政事業レビューに該当していると思われる。

補助金適法化施行令（下線は筆者）

（事業完了後においても従うべき条件）

第4条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。
- 二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。
- 三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照

¹ 財政制度等審議会財政制度分科会 平成26年10月20日開催「基金等関係資料」（https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9216447/www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia261020/03.pdf）

らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。

四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

地方公共団体の基金は、地方自治法第241条を根拠とする。同条では、設けられた基金の運用状況に関して監査委員の意見を付し議会に提出することとされている。

地方自治法（下線は筆者）

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 基金の形態

「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（2006年8月15日 閣議決定）²（以下、「基金基準」という）では、基金を運用形態別に次の4類型としている。

類型	内容
取崩し型	基金を基金事業の財源に充てることにより、基金が費消される運営形態
回転型	貸付など、基金を繰り返して使用する運営形態
保有型	債務保証など、基金を保有することにより基金事業を実施する運営形態
運用型	基金を費消せず、その運用益を基金事業の財源に充てる運営形態

なお、基金基準では、「基金事業」を、基金により実施している貸付事業、債務保証事業、利子補給事業、補助・補てん事業及び調査等その他事業の各事業と定義し、ひとつの基金事業において複数の事業を実施している場合における各事業を「資金事業」と定義している。

④ 基金の利点と課題

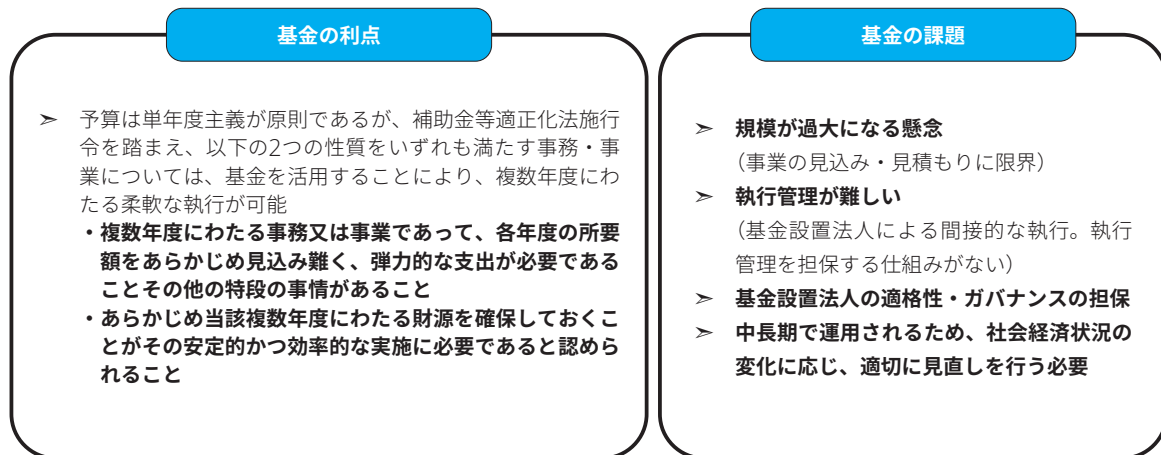
基金には、次のような利点と課題があるとされ、そのために、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業の進捗や効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要とされている（行政事業レビューシート作成ガイドブック＜別冊1：基金シート作成ガイドブック＞Ver1.1³）。

² https://www.gyokaku.go.jp/siryoku/tokusyuu/shidou2_5.pdf

³ https://www.gyokaku.go.jp/review/kikin/img/guidebook_bessatsu1_ver1-1.pdf

行政事業レビューシート作成ガイドブック＜別冊1：基金シート作成ガイドブック＞Ver1.1では、基金の点検をEBPMに活かす仕組みについて、図などを用いて非常に理解しやすい形で説明している。

(図表1) 基金の利点と課題



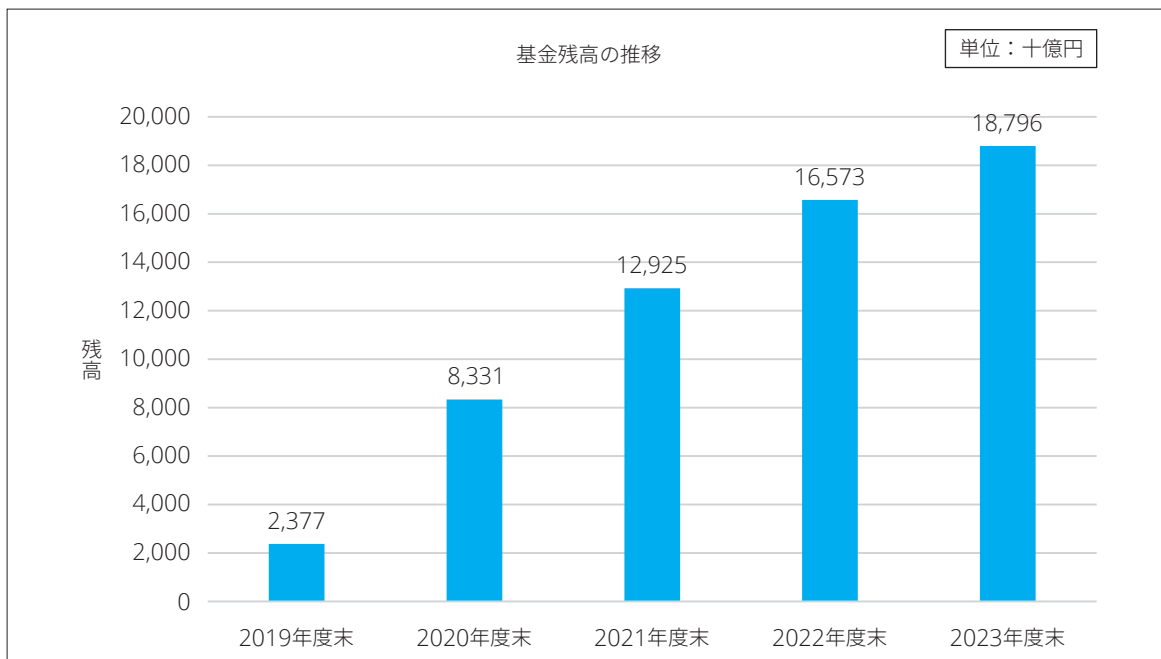
(出所：行政事業レビューシート作成ガイドブック＜別冊1：基金シート作成ガイドブック＞Ver1.1)

(2) 国の基金の動向

政府の行政改革のHPでは、2021年度以降、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧」として、基金別

に残高と収入額、支出額、国庫返納額、残高がエクセルで公表されている⁴。これによる基金合計残高の推移は、次のとおりである。

(図表2) 過去5年間の基金残高の推移



(出所：公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（2021年度⁵、2022年度⁶、2023年度⁷、2024年度⁸）より筆者作成)

4 例えば、2024年度の一覧では2023年度末の残高が示されており、エクセルの年度表記と実際の残高年度は異なっている。

5 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.gyokaku.go.jp%2Fpreview%2Fkikin%2Fimg%2FR03zousei_0109.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

6 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.gyokaku.go.jp%2Fpreview%2Fkikin%2Fimg%2FR04zousei_1029.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

7 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.gyokaku.go.jp%2Fpreview%2Fkikin%2Fimg%2FR05zousei_0916.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

8 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.gyokaku.go.jp%2Fpreview%2Fkikin%2Fimg%2FR06zousei_0911.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

2020年度以降、基金残高は急増し、2023年度末残高は2019年度末残高に比べ約8倍となっていることがわかる。これは、新型コロナウイルスへの対応、2050年のカーボンニュートラル実現への対応、研究力強化のための大学ファンドや宇宙戦略基金、ロシアによるウクライナ侵攻を契機とした燃料高騰対策、ポスト5Gの開発など日本がその時々抱える重要課題に対して巨額の資金が必要となり、そこに基金が活用されたことが背景にある。具体的な基金としては、2020年度においては、経済産業省「新型コロナウイルス感染症基金」1兆4,463億円、「グリーンイノベーション基金」2兆円などの新基金造成、2021年度においては、経済産業省「中小企業等事業再構築促進基金」1兆1,368億円、「特定半導体基金」6,170億円などの新基金造成や厚生労働省「ワクチン生産体制等緊急整備基金」2兆9,595億円の増額、2022年度においては、文部科学省「大学等成長分野転換支援基金」3,002億円、経済産業省「安定供給確保支援基金」9,582億円などの新基金造成、2023年度においては、総務省、文部科学省、経済産業省「宇宙戦略基金」2,999億円の基金造成のほか、経済産業省「燃料油価格激変緩和基金」2兆9,222億円、「特定半導体基金」6,322億円、「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金」6,782億円、「グリーンイノベーション基金」4,567億円などの増額が挙げられる。

なお、国庫返納額としては、2020年度に745億円、2021年度に5,488億円、2022年度に250億円、2023年度に4,305億円がある。2023年度の国庫返納額は、経済産業省の基金が2,771億円を占める。

2. これまでの基金に関する国の主な取り組み

基金の歴史は古いが、ここでは、内閣府の行政改革サイト⁹から確認できる2000年以降の基金に関する主な取り組み¹⁰や提言、ルール設定などについて確認していく。

予算の単年度主義の弊害への対処などの面から基金の有用性は認識されつつも、行政事業レビューなどの仕組みを活用し、基金シートの作成などを通じて、基金活用状況の透明性確保や資金の効率的活用を図る取り組みを重ねてきていることがわかる。

(1) 「行政改革大綱」(2000年12月1日閣議決定 2006年6月16日一部改正)¹¹

特殊法人等の改革の一環として、財政負担の縮減・合理化に向けて、特殊法人等に対する出資金、補助金、交

付金等に係る事業等について、前例にとらわれずに厳しい見直しを行うこととされた。

(2) 「今後の行政改革の方針」

(2004年12月24日 閣議決定 2006年6月16日及び同年12月26日一部改正)¹²

国の関与等の透明化・合理化の観点から、2006年度末までに、補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。以下、「基金法人」という)について基金事業見直しの時期設定の基準、目的達成度の判定や公表の基準、基金保有割合に関する数値基準、使用見込みのない資金の返納にかかる基準を策定し、精査し、事業の見直しを行うこととされた。

(3) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(2006年6月2日法律第47号)(以下「行革推進法」という)

第14条第3号において、独立行政法人、特殊法人及び公益法人のうち、特別の法令に基づき、又は国の補助金等の交付を受けて行う金融業務について、2006年度に必要性等業務の在り方について見直しを行うことが定められた。

(4) 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(2006年8月15日 閣議決定)

「今後の行政改革の方針」に基づき、基金法人が基金により実施している事業(71法人121基金)に関して、補助金等を交付した府省が補助金交付要綱等に基づき実施する指導監督の基準を定めた。

(5) 「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(2006年12月24日行政改革推進本部決定)¹³

基金基準、行革推進法等に基づき講ずる措置の方針として主に次に点が示された。

- 基金基準に基づく保有割合が「1」を大幅に上回る等の場合、原則として国庫返納等し、適切な規模に縮減する
- 融資等の業務を実施する公益法人は、直近3年以上実績がない事業等について特段の事情の無い限り廃止し、保証割合が100%の債務保証事業については、部分保証を導入する。
- 基金法人所管府省は、原則として10年を超えない範囲内で事業終了時期を設定

⁹ <https://www.gyokaku.go.jp/index.html>

¹⁰ 「これまでの行政改革に関する公表文書」(<https://www.gyokaku.go.jp/siryou/kouhyou.html>) では、総論として2000年から2011年までの主な取り組み文書が記録されている。

¹¹ <https://www.gyokaku.go.jp/about/taiko.html>

¹² <https://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/houshin.html>

¹³ <https://www.gyokaku.go.jp/siryou/tokusyuu/kikin-honbun181224.pdf>

- 基金法人及び所管府省は、2009年度に目標達成度の評価を行い、事業継続の必要性、基金又は補助金等の規模の適切性を検証し、必要な見直しを行う。
- 上記の見直しを的確に実施するため、事業の効果又は実績に着目した定量的目標を設定する。

(6) 行政改革の実施状況

(2007年3月30日 行政改革推進本部報告)¹⁴

2006年12月24日の行政改革推進本部決定により、見直し対象基金121基金について、2006年度から2009年度までに26法人33基金から約1,700億円の国庫返納、14法人の14基金の廃止等¹⁵の見直しがなされること等が、行政改革推進法等のフォローアップ状況として公表された。

(7) 「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(2008年12月24日 行政改革推進本部決定)¹⁶

基金基準等による見直しの状況が公表された。主な措置の方針は2006年12月24日行政改革推進本部決定と同様であり、74法人に対する具体的な措置内容が公表された。

(8) 行政改革の実施状況

(2009年3月31日 行政改革推進本部報告)¹⁷

2008年12月24日の行政改革推進本部決定において、2008年度から2011年度までに、15法人22基金から1,076億円を国庫に返納すること、4法人9基金の廃止等¹⁸を決定したことなどが、行政改革推進法等のフォローアップ状況として公表された。

(9) 「今後の行政事業レビューの実施等について」(2013年4月2日 行政改革推進会議(第2回))

行政事業レビュー改善の方向性として、外部チェック体制の明確化、外部チェック対象の重点化、熟議型による公開議論の実施、政策評価との連携強化が示された¹⁹。基金事業については、これまでの行政事業レビューでは執行状況の把握、点検を十分に行えないため、政府として別途の取組みとして基金シートの作成を取り入れ、「基金シート実施要領」にまとめたおりに点検、

公表すべきとされた。

なお、基金シート実施要領は2015年3月31日の改定により、「行政事業レビュー実施要領」に統合されている。

(10) 「行政事業レビューの実施等について」

(2013年4月5日 閣議決定)²⁰

行政事業レビュー²¹の実施に関して、各府省庁が所掌する事業の効果的、効率的な実施や国民への説明責任、透明性を確保し、国民に信頼される質の高い行政の実現を図ることとされた。

基金に関しては、「各府省庁は、補助金や出資等により造成された特定の基金を活用し、事業を実施している場合には、当該基金の執行状況等をわかりやすい形で毎年公表することとする」とされた。

(11) 「経済財政運営と改革の基本方針について」

(2013年6月14日 閣議決定)²²

強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革に関して、行政事業レビューや基金の執行状況等調べを活用し、事業の必要性などの徹底検証と概算要求や予算編成、予算の執行に的確に反映することにより、無駄を徹底排除することとされた。また、外部チェック体制の明確化と外部チェック対象の重点化により、客観的で効果的に点検することとされた。

(12) 「国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況についての報告書(要旨)」

(2013年10月 会計検査院)²³

会計検査院は、2008年度以降の緊急経済対策等の一環として多数の基金が新規造成されていることに加えて、基金事業が複数年度にわたり継続実施されている点から検査対象としている。その視点は、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点に加えて、国庫補助金等の交付額、基金規模、国庫返納状況、基金基準による見直し状況、基金基準の遵守や基金基準自体の目的適合性である。

所管府省や基金法人に対する所見の主な内容は、次のとおり。

¹⁴ https://www.gyokaku.go.jp/siryousouron/pdf/070403_honbun.pdf

¹⁵ <https://www.gyokaku.go.jp/siryoutokusyu/kikin-gaiyou201224.pdf>

¹⁶ <https://www.gyokaku.go.jp/siryoutokusyu/kikin20.html>

¹⁷ https://www.gyokaku.go.jp/siryousouron/pdf/090331_honbun.pdf

¹⁸ <https://www.gyokaku.go.jp/siryoutokusyu/kikin-gaiyou201224.pdf>

¹⁹ 当会議で「行政事業レビュー実施要領」が策定されている。

²⁰ https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11547454/www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/06/20/20130405-01.pdf

²¹ 行政事業レビューについては、本誌2024年9月号(Vol.577)「国の会計と関連制度(12回目)～行政事業レビュー改革の概要～」を参照されたい。

²² https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2013/2013_basicpolicies.pdf

²³ https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/25/pdf/251016_youshi_2.pdf

- 基金の設置に際しては事業に必要な額を精査し、基金廃止時に多額の国庫返納が生じないようにすべき。執行途中にも適時適切な見直しを行い、基金規模の適正化に努める必要があること。
- 毎年度の基金の見直しを実施し、その結果を公表すること。
- 新規に設置造成する基金については、補助金交付要綱等に基金基準に基づく指導監督を明記し、既存の基金についても基準が明記されていない場合は盛り込むよう努め、基金法人への周知を図ること。
- 基金基準に定める基準を遵守し、基金シートによる執行状況や保有割合等の公表内容の充実を図る。
- 検討すべき事態がある基金については、速やかに実効性のある見直しと必要な措置を講じ、同様の事態が他の基金で発生しないよう注意すること。

会計検査院としては、基金法人の基金保有額が依然として多額であり、今後も基金の設置造成のために多額の国庫補助金等が交付されることが想定されることから、基金の見直しの実施状況や基金事業の実施状況等について、引き続き多角的な観点から検査を継続していく方針である、と結んでいる。

(13)「経済財政運営と改革の基本方針2014について」(2014年6月24日 閣議決定) ²⁴

基金は、利点に加え執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から厳に抑制し、独立行政法人、公益法人等や地方公共団体に造成された基金の執行状況を全て公表し、使用実績も踏まえ使用見込みの低い基金については返納を検討することが示された。

(14) 行政改革推進会議（第13回） (2014年11月6日)

前年度の秋の行政事業レビューでの指摘事項報告後の意見交換において、委員より、基金は特に補正予算での措置額が大きく返納額も大きいことから、短期間で編成される補正予算では基金に関する計画などが甘くなっていると思われるため、財政当局との連携が重要であるとの意見が出た。

(15)「平成27年度予算編成の基本方針」 (2014年12月27日 閣議決定) ²⁵

各府省庁の事業について、基金方式は真に必要な事業に絞り込むとともに、基金の余剰資金の国庫返納に努めることを含め、毎年度のPDCAサイクルの下、行政改革推進会議の指摘事項を的確に反映し、効果的・効率的な

予算を実現することが示された。

(16)「経済財政運営と改革の基本方針2015について」(2015年6月30日 閣議決定)

各府省庁は行政事業レビューにおいて、基金事業を含む各事業の一層厳格な自己点検を行うこととされた。

(17)「基金の再点検について」 (2015年11月27日 行政改革推進会議)

基金について、各府省自らが執行状況を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルの確立が重要であることが示された。また、特に、需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、廃止を含め基金事業の在り方について検討すべきとされた。

この観点から、将来に発生しうる損失への備えを目的とした事業については、基金で備えるべき損失の範囲を明確にした上で「保有割合」の算定を行うこと、債務保証事業については、過去の代位弁済実績を踏まえ、事業の引受リスクに応じた適切な引受限度額を設定すること、終了年限が未設定の基金事業は、原則として終了年限の設定を行うこととされた。

(18)「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (2020年12月8日 閣議決定) ²⁶

デジタル・ガバメント確立に向けて、地方公共団体の情報システムのクラウド活用を原則とした標準化などを今後5年で確実に実現するための取組みとして、地方公共団体情報システム機構に時限的な基金を創設することが明記された。また、カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発に対する継続的な支援を行うために2兆円の基金事業を創設することが明記された。

(19)「財政健全化に向けた建議」 (財政制度等審議会 2021年5月21日) ²⁷

歳出改革にあたっての具体的な考え方の一環として示された「民間資金の最大限の活用」において、2020年度第3次補正予算においては、ポストコロナの経済構造の転換に向け、複数年度にわたり事業を行う基金が複数設置されており、民間資金による投資を促すものとなっているかという点や、付加価値生産性の向上につながっているかという点について、執行の途中段階でも丁寧にチェックしていくことが重要であると提言された。

²⁴ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2014/2014_basicpolicies_01.pdf

²⁵ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/27_yosanhensei.pdf

²⁶ https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11778291/www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020-2/20201208_taisaku.pdf

²⁷ https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20210521/01.pdf

**(20)「経済財政運営と改革の基本方針2021」
(2021年6月18日 閣議決定) ²⁸**

グリーン社会の実現、グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起の項目において、グリーンイノベーション基金による野心的なイノベーションに挑戦する企業への10年間の継続支援、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の活用等、企業の脱炭素化投資を後押し、新技術の導入に資する規制改革や国際標準化に取り組むとされた。

**(21)「令和4年度予算編成の基本方針」
(2021年12月3日 閣議決定) ²⁹**

いわゆる「16か月予算」の考え方で、2021年度補正予算と2022年度当初予算を一体として編成し、その中で、単年度主義の弊害を是正のため、必要に応じ、新たに基金を創設する等の措置を講じていく。加えて、EBPMの仕組み等を活用し、適切かつ効果的な支出を推進する、とされた。

**(22)「新経済・財政再生計画改革工程表2021」
(2021年12月23日 経済財政諮問会議) ³⁰**

科学技術の振興、経済安全保障、重要インフラの整備などの国家課題に計画的に取り組む基金事業について、次の4点を考慮したPDCAの枠組みを構築することとされた。

- 具体的定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系
- 事業や指標の進捗の定期的な点検・評価及び四半期毎の支出状況と基金残高等の公表
- 進捗評価を受けた予算配分への反映
- 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

**(23)「経済財政運営と改革の基本方針2022」
(2022年6月7日 閣議決定) ³¹**

政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む。このために事業の性質に応じた基金の活用等を進め、基金についてEBPMの手法を前提としたPDCAの取組みを推進することとされた。

**(24)「今後の行政事業レビューについて」
(2022年12月21日 行政改革推進会議（第51回）) ³²**

総理大臣より、行政事業レビューにEBPMの手法を取り入れ、より効果的な政策の立案に活かせるよう抜本的に見直し、予算編成プロセスにおいて積極的に活用する。基金については、適正な執行が図られるよう執行チェックを徹底するとともに、再点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行う旨の発言があった。

**(25) 行政事業レビューの抜本見直しについて
(2023年3月31日 行政改革推進会議（第52回）)**

行政改革推進会議第51回での総理発言を受け、「行政事業レビューへのEBPMの導入と予算編成過程での積極的な活用」、「基金事業の点検の強化」が改革の二本柱として示された。

²⁸ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2021/2021_basicpolicies_ja.pdf

²⁹ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/r4_yosanhensei.pdf

³⁰ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/report_211223_2.pdf

³¹ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf

³² <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai51/gjiyousi.pdf>

(図表3) 基金事業の点検強化の概略

2. 基金事業の点検強化	
目指す姿	近年、活用が拡大している基金事業について、
	① 「中長期的な視点から柔軟な執行が可能」という基金事業のメリット を最大限活かして各種の課題解決に高い成果を挙げていくとともに、
具体的方策	② 「基金法人を通じた間接的な事業実施であり、執行管理が困難」との指摘（デメリット） に対応し、執行状況の点検を強化して、効率的な資金利用、余剰資金の国庫返納などを進める。
	(1) 基金事業のメリットを活かした事業効果の最大化 ■ 基金シートにも EBPM の手法を取り入れ、基金事業の効果の「見える化」「最大化」 を進める。 (段階的成果目標・目標年度の設定、目標年度における政策効果確認・見直し等を導入。)
	(2) 執行管理の困難さ（デメリット）への対応 ■ 今後の事業見込みと保有資金規模、事業の終期の設定、管理費について の記載を 充実し、これらが適切かどうかについて 外部有識者による点検を導入 。 ■ 各府省や行革事務局による点検も強化。

(出所：2023年3月31日行政改革推進会議説明資料「行政事業レビューの抜本見直しについて」) 33

(26) 「経済財政運営と改革の基本方針2023」 (2023年6月16日 閣議決定) 34

多年度にわたる重要政策課題に取り組むための財源確保のため、コロナ関係予算で積上がった基金や政府資産について、資金の有効活用、計画的な使用見通しの精査、余剰金の国庫返納、EBPMの徹底を進める。多年度にわたる計画的な投資や一定規模以上の基金については、財源の一体的検討、政策効果の発現見通しや財源調達の経済への影響等の明確化を図る、とされた。

また、EBPMの手法を前提としたPDCAの取組み推進や基金シートの活用を通じて、基金の特性を活かしつつ、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底し、民間の予見可能性の向上、官民連携の推進、事業の効果の見える化・最大化、事業の終了予定時期の設定等を図ることとされた。

(27) 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」 (2023年11月2日 閣議決定) 35

科学技術の振興及びイノベーションの促進の項目にお

いて、科学研究費助成事業の基金化の拡充を支援すること、フロンティアとしての宇宙市場に関しては、(国研)宇宙航空研究開発機構に10年間の「宇宙戦略基金」を総額1兆円規模で設置することが明記された。また、DXに関しては、Beyond5G（6G）の実現と技術確立等を支援する基金の拡充やGIGAスクール構想の端末更新に向けた基金の創設などが明記された。

(28) 第2回デジタル行財政改革会議 (2023年11月22日) の総理指示 36

基金に関して、「歳出改革に関しては、先般、行政事業レビューシートに基づく公開討論が行われましたが、予算事業のEBPM（証拠に基づく政策立案）の見える化を進める上で重要な取組です。特に基金については、期間設定や予算措置に併せて長期・短期の成果目標を検証することでPDCAサイクルを機能させる必要があります。河野大臣においては、秋のレビューにおける指摘に基づいて、具体的な基金の見直しの横断的な方針を年内にまとめてください。」との指示があった。

33 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai52/setumei.pdf>

34 https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf

35 https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2023/20231102_taisaku.pdf

36 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozakaikaku/pdf/kaigi2_gjjiroku.pdf

(29)「基金の点検・見直しの横断的な方針について」

(2023年12月20日 行政改革推進会議) ³⁷

第2回デジタル行財政改革会議（2023年11月22日）の総理指示を踏まえ、「基金の点検・見直しの横断的な方針」が定められた。

**(30)「新経済・財政再生計画改革工程表2023」
(2023年12月21日 経済財政諮問会議) ³⁸**

基金の執行管理の強化の面から、執行管理のDX化と

して基金シートのデータベース化を通じたEBPMを推進し、将来の執行見通しの把握が適切なマクロ経済運営に資することも考慮し、基金シートに翌年度の支出見込みを盛り込むこととされた。

**(31)「基金全体の点検・見直し結果について」
(2024年4月22日 行政改革推進会議) ³⁹**

「基金の点検・見直しの横断的な方針について」に則り、基金全体の点検・見直しの結果などが公表された。その概要は次のとおり。

(図表4) 基金全体の点検・見直し結果の概要

資料 1－1	基金全体の点検・見直し結果（概要）（案）	令和6年4月 行政改革推進会議
☐ デジタル行財政改革会議における総理発言を受け、「基金の点検・見直しの横断的な方針について」の通り、基金全体（200 基金事業（152 基金））を点検・見直したところ、結果は下記のとおり ☐ 今後も、「方針」を踏まえて不断に点検・検証を行い、使用見込みのない資金は速やかに国庫へ返納し、十分な効果を上げていない基金についてはその在り方を見直すことが重要。特に成果目標については、各府省庁の行政事業レビュー推進チームが中心となり、外部有識者の知見も活用しながら、各基金の事業目的と整合的な定量的目標となるよう点検・改善に取り組み、令和6年度以降の毎年度の基金シートに反映するとともに、その点検等が十分なものとなっているかなど行政改革推進会議としても必要な検証を実施 ☐ 基金に関する業務の民間事業者への外注に関しては、適切なルール of 厳格な運用を通じて、各府省庁による責任を持った基金事業の管理の徹底に取り組む必要		
全ての事業について、定量的な成果目標を設定 〔昨年9月公表の基金シートでは、71 事業が定量的な短期アウトカムなし、63 事業が定量的な長期アウトカムなし〕		
全ての事業について、今後の予算措置は3年程度とするなど「方針」に沿って対応することを確認		
事業見込みの精査等も踏まえた国庫返納予定額 令和5年度：約4,342億円（昨年9月公表の基金シートでは、約3,105億円） 令和6年度：約1,124億円		
原則として10年以内の終了予定時期を設定し、全ての事業について成果を検証 （終了予定時期到来後の対応については、成果の検証を踏まえ検討） 〔昨年9月公表の基金シートでは、65 事業が終了予定時期の設定なし〕		
補助金審査・交付等に係る業務を民間事業者へ外注している事業全てについて、補助金採択等に当たっての所管府省庁・基金設置法人への協議等の枠組みが設けられていることを確認。 経済産業省は、執行体制の在り方や外注先との役割分担に関する規律強化のためのルールを策定		
支出が管理費のみの事業のうち事業が終了している11事業全てについて、令和6年度までに廃止。 このほか4事業が令和5年度に廃止		

（出所：行政改革推進会議（第56回）資料「基金全体の点検・見直し結果（概要）（案）」 ⁴⁰

また、補助金の審査や交付等に係る業務が基金設置法人 ⁴¹から民間事業者へ外注されている事業全てについて、各府省庁において、基準策定や補助金の審査・採択等に当たっての所管府省庁や基金設置法人への協議等の枠組みが設けられていることが確認された。その上で、

これらの事業の多くを所管する経済産業省では、執行体制の在り方や基金設置法人と基金に関する業務を担う民間事業者との役割分担に関する規律の強化のためのルールを2024年4月に策定している。

³⁷ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai55/siryou1.pdf>

³⁸ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/report_231221_2.pdf

³⁹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai56/siryou1-2.pdf>

⁴⁰ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai56/siryou1-1.pdf>

⁴¹ 基金設置法人には、基金法人はもとより、基金を設置する全ての法人が含まれる。

(図表5) 経済産業省における新しいルール

経済産業省における新しいルールの策定

【新しいルールの策定】

● 基金設置法人と委託先の執行体制の在り方、役割分担に関して、従前より更なる規律強化として、以下のルールを設定する。
1. 委託先の公募選定プロセスに着手する前の段階で、 事業規模や補助事業の内容により、「民間事業者に委託する必要性があるか」、「委託に必要な期間が妥当な範囲か」などについて、確認することを必須化。
2. 基金設置法人、委託先でそれぞれ行う業務範囲は横申しであらかじめ規定。
① 補助金交付の基準（交付規程）は、案を国及び基金設置法人が協議の上策定し、国が承認を行う。
② 個々の補助金審査は、委託先は書類の形式的なチェック等のみを行い、 審査・採択を行う第三者委員会は国・基金設置法人が連名で立ち上げその運営に責任を負う。 （委託先は委員会を開催するに当たっての事務補助のみを担う）
③ 交付決定など、交付規程に基づく手続についても、委託先は形式的な確認のみを担い、 手続の主体は基金設置法人とし、国が指導監督を行う。

【役割分担】

	従来（典型例）	今後
①補助金交付の基準（交付規程）の策定、承認	策定：委託先 承認：国・基金設置法人	策定：国、基金設置法人 承認：国
②個々の補助金審査（審査・採択）	第三者委員会主催：委託先 ※形式審査：委託先	第三者委員会主催：国・基金設置法人 ※形式チェックや補助事務処理：委託先
③個々の補助金審査（交付決定等交付規程に基づく手続）	交付決定等：委託先等 ※形式審査や支払：委託先	交付決定等：基金設置法人 ※形式チェックや支払事務処理：委託先

(注)「従来」欄の記載は、典型例であり全ての事業がこの形態ということではない。また、委託先が実施するとしている業務も、国・基金設置法人への協議等の仕組みは存在する。

(出所：行政改革推進会議（第56回）資料「基金全体の点検・見直し結果について（案）」⁴²

このような経済産業省の取組みなども受け、各府省庁に対して、基金に関する業務の民間事業者への外注に関して適切なルールの厳格な運用を通じ、責任をもった基金事業の管理の徹底に取り組むことが要請された。

等を厳しく検証した上で、政策効果が上がっていない基金事業は廃止も含めて速やかに見直し、政策効果の「見える化」、及び「最大化」を進めるべきである。

(32) 「我が国の財政運営の進むべき方向」
(2024年5月21日 財政制度等審議会)⁴³

日本の構造的課題である少子高齢化・人口減少、金利のある世界の現実化、災害や安全保障環境の変化など国内外の潜在リスクに対する備えの必要性の高まる中、財政の強靱化が強く求められているとの認識のもと、政策効果最大化に向けた工夫の一環として、EBPM活用の具体化、行政事業レビューの活用と並び、基金の見直しが提言された。その概要は次のとおり。

新型コロナの感染拡大及びその経済的影響等への対応から、2020年度補正予算から基金への予算措置額が急増している。基金は、複数年にわたり機動的に財政出動ができる反面、一度予算が計上されるとその執行管理が不透明になるとの指摘があるほか、成果目標が設定されていない基金や、目標の達成期限が設定されていない基金も散見されていた。このようにコロナ禍以降に急拡大したことなどを踏まえ、「基金の点検・見直しの横断的な方針」に則り、行政改革推進会議の下で、基金全体の点検・見直しが行われた。今後、定量的な成果目標の達成状況

(33) 「デジタル行財政改革取りまとめ2024」
(2024年6月18日 デジタル行財政改革会議決定)⁴⁴

EBPMを実現するために基金シートに記載されている短期・中期・長期の具体的な成果目標や予算事業IDなどに関して、予算関連情報の見える化やデータ利活用の視点で、改善方策を引き続き検討することとされた。

また、社会経済情勢の変化や執行状況等を踏まえ、基金事業の必要性や成果の達成状況、執行見込み等について、「基金の点検・見直しの横断的な方針」を踏まえ、使用見込みのない資金の国庫返納、十分な効果を上げていない基金の在り方の見直しを進めることに加え、特に成果目標については、各府省庁の行政事業レビュー推進チームが中心となり、各基金の事業目的と整合的な定量的目標となるよう点検・改善に取り組み、必要な検証を行っていくこととされた。

加えて、基金に関する業務の民間事業者への外注に関しては、適切なルールの厳格な運用を通じて、各府省庁による責任を持った基金事業の管理の徹底が要請され

⁴² <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai56/siryou1-2.pdf>

⁴³ https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20240521/01.pdf

⁴⁴ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikakaku/pdf/torimatome_honbun.pdf

た。

(34)「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (2024年6月21日 閣議決定) ⁴⁵

「デジタル行財政改革取りまとめ2024」に基づき取り組み、「基金の点検・見直しの横断的な方針」やその結果に基づいて基金全体の見直しを進め、資金の有効活用の観点から余剰金の国庫返納や成果目標の改善を含めEBPMの手法を前提としたPDCAの取組みを推進することが言及された。

(35) RSシステムに基金シートが公表 (2024年9月)

EBPMを実現するため、各府省庁のHPにエクセル形式で掲載している基金シートについて、2024年度から「RSシステム（レビューシートシステム）」が導入された。

(36)「経済財政運営と改革の基本方針2025」 (2025年6月13日 閣議決定) ⁴⁶

「EBPMアクションプラン」⁴⁷に基づき政府全体のEBPMの取組みを本格化し、基金については、資金の有効活用の観点から、EBPMの手法を用いた効果検証やPDCAの取組みを推進し、「基金の点検・見直しの横断的な方針」も踏まえ、必要性や成果の達成状況、管理費を含む執行見込み、設置法人の適格性について、不断に点検・検証を行うこととされた。

3. 基金に関する検証のための主なルール

(1)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(基金基準)

基金基準は、基金法人が実施している基金事業に関して、所管府省が補助金交付要綱等に基づく指導監督を実施する基準として設定されたものである。基金基準は5つの基準で構成されており、その概要は次のとおり。

① 基金事業を終了する時期等に関する基準

- ア) 所管府省は、各基金について基金事業を終了する時期を設定する（ただし、法律により実施される事業であり終了時期について法律に特段の定めがない基金事業、事業を終了する時期の設定が国際交渉に影響を及ぼすおそれのある基金事業又は犯罪被害者等の救済を継続して行う基金事業を除く）。
- イ) 設置済の基金については、初回の見直し時に、原則として2015年度末を超えない範囲内で終了時期を設定する。

- ii) 新たに設置する基金については、原則として設置後10年を超えない範囲内で事業終了時期をあらかじめ設定する。

なお、法律により実施される事業であり事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業及び当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のために事業を継続する必要性が認められる基金事業については、所管府省は終了時期を延長できる。

- イ) 基金法人は、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行う。
- ウ) 基金法人は、実施した見直しの概要及び次回の見直し時期について、所管府省に報告し、ホームページへ掲載するなど、国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段により公表し、所管府省においても同様の公表を行う。

② 基金事業の目標達成度の評価に関する基準

基金事業は長期に実施されるため、効率的・効果的に実施されているかについての確に検証することが必要であり、基金法人は、定期的な見直し時に、所管府省が「政策評価に関する基本方針」（2005年12月16日閣議決定）⁴⁸等に準じてあらかじめ定めた基金事業の目標の達成度を評価し、公表する。この場合、可能な限り基金事業ごとに評価し公表し、所管府省においても同様の公表を行う。

③ 基金の保有に関する基準

- ア) 基金事業の見通しや実績から見て、基金規模の状況を客観的に把握するため、基金法人は基金の保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出する。基金の保有割合は、以下の例示を参考とし、合理的な事業見通し又は実績を用いて算出する。また、ひとつの基金で複数の基金事業を実施している場合は、基金額、基金の運用益額、管理費等を事業実績比率等により按分するなど、合理的方法により基金事業毎に保有割合を算出する。

【例示】

- i) 貸付事業（回転型）
直近年度末の基金額 ÷（貸付残高 + 貸付見込額 - 一回収見込額 + 管理費）
- ii) 債務保証事業（保有型）
直近年度末の基金額 × 基金保有額に対する債務保証限度額の倍率 ÷（債務保証残高 + 債務保証見込額 + 損失引当金等 + 管理費）
- iii) 利子補給事業（取崩し型）
直近年度末の基金額 ÷（事業が完了するまでに要する利子補給額及び管理費）
- iv) 利子補給事業（運用型）

⁴⁵ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/2024_basicpolicies_ja.pdf

⁴⁶ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/2025_basicpolicies_ja.pdf

⁴⁷ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/committee/20241217/report_241226_1.pdf

⁴⁸ https://www.soumu.go.jp/main_content/000499512.pdf

基金の運用益見込額÷（利子補給見込額＋管理費）
 v) 補助・補てん事業（取崩し型）
 直近年度末の基金額÷（事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費）
 vi) 補助・補てん事業（運用型）
 基金の運用益見込額÷（補助・補てん見込額＋管理費）
 vii) 調査等その他事業（取崩し型）
 直近年度末の基金額÷（事業が完了するまでに必要となる事業費及び管理費）
 viii) 調査等その他事業（運用型）
 基金の運用益見込額÷（事業費所要見込額＋管理費）

iii) 基金造成時の政策目的がなくなった基金又は変更になった基金
 iv) 基金の保有割合が「1」を大幅に上回っている基金
 v) その他、使用見込みが低いと判断される基金

イ) 基金法人は、基金ごとに次の見直し時期に事業見通しの的確性が検証可能となるよう、基金の保有割合の公表にあわせて、算出方法（算式）及び数値を所管府省に報告し、公表する。
 ウ) 公益法人が行う基金の運用は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（1996年9月20日閣議決定）⁴⁹の5(5)の規定により、公益法人以外の法人が行う基金の運用は当該規定に準ずる。

イ) 使用見込みの低い基金等であっても、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のため必要がある基金は、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等を公表する。
 ウ) 使用見込みのない資金として、基金法人が国からの補助金等を国庫へ返納する場合の額は、基金のうち国庫補助金等相当額（法定果実を含む。）を上限とする。
 エ) 後年度負担が発生する事業は、新規申請の受付を終了した年度以降、支払財源等として必要ない額を国庫返納するなど、毎年度、基金の取扱いを検討する。

④ 使用見込みの低い基金等に関する基準
 ア) 使用見込みの低い基金等（以下の【基準】に該当）を保有する基金法人は、基金の財源である国からの補助金等の国庫返納などを検討する（ただし、以下の i）に該当する基金は、事業終了時に直ちに国庫返納等の検討に着手する）。

⑤ 基金事業に対する指導監督に関する基準
 所管府省は、上記①から④の基準以外にも必要がある場合は、基金事業に対し指導監督を行う。

【基準】
 i) 事業を終了した基金（後年度負担が発生する事業は、新規申請の受付を終了した基金）
 ii) 前回の見直し以降事業実績がない基金又は直近3年以上事業実績がない基金

(2) 「基金の点検・見直しの横断的な方針」（2023年12月20日 行政改革推進会議）
 第2回デジタル行財政改革会議（2023年11月22日）での総理指示を踏まえ定められたものである。予算の単年度主義の弊害是正や、これまで度々言及されてきた成果目標や終了期限設定について横断的な点検方針が示されている。

令和5年12月20日
行政改革推進会議

基金の点検・見直しの横断的な方針について

第2回デジタル行財政改革会議（令和5年11月22日）における総理指示を踏まえ、基金の点検・見直しの横断的な方針を以下のとおり定める。

- 基金への新たな予算措置を検討する際には、各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。
- 予算決定と同時に、短期（3年程度）のものも含めて、定量的な成果目標を策定・公表する。
- 基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する。
 （毎年度予算措置を行うもので、災害等の不測の変動要因に備えて、基金形態を使って一定の保有残高が必要なものについては、成果目標も踏まえて、適切な保有残高となっているか点検を行う。）
- 足下の執行状況を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検を行う。
- 基金の終了期限については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）とともに、当面具体的に見通せる成果目標を早期に検証する観点も含めて、具体的な期限設定を行う。
 （同基準や「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定）を踏まえ、支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止を検討する。）
- 担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制を構築し、こうした根幹的な業務を民間企業に実質的に外注することは避ける。
 上記の各項目とともに、行政事業レビュー実施要領に掲げられた事項を含めて点検を行い、それぞれの基金事業の在り方について厳格に見直しを行う。

⁴⁹ <https://www.koeki-info.go.jp/corporations/documents/7oi3uumasq.pdf>

(3) 行政事業レビュー実施要領

行政事業レビュー実施要領⁵⁰は2013年4月2日の行政改革推進会議で了承されて以降、毎年度の改正を重ね、現在のものは、2025年3月31日改正である。基金の点検に関するポイントは次のとおり。

① 取組み

基金については、基金事業所管部局による点検、外部有識者による点検、行政事業レビュー推進チームによる点検を経るとともに、基金シートを公表する。各点検での視点は次のとおり。

【基金事業所管部局による点検】

➤ 「基金基準」及び「基金の点検・見直しの横断的な方針について」を踏まえ、次の点から基金事業の厳格な点検を行い、その結果を基金シートに入力するとともに、執行の改善や余剰資金の国庫返納を行う。

(基金方式の必要性)

各年度の所要額がおおむね予測可能な場合、基金によらず通常の予算措置とする。事業を基金方式とする必要性は、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。

(予算措置)

基金への予算措置は最大3年程度、成果目標の達成状況により次の措置を検討する。

(具体的な成果目標、成果の達成状況の検証)

事業目的にかなった定量的な成果目標や短期・中長期の成果目標を達成するためのロジックモデル（効果発現経路）を基金シート等において明らかにし、事業効果を円滑・効率的に検証するためのデータ収集・分析体制や事業目的達成に向けた効果的、効率的な基金事業の実施について厳格に検証

(終了予定時期)

終了予定時期は、設置から10年以内を原則として中長期の成果目標を踏まえているか点検する。

(事業見込み・保有規模)

・終了予定時期に照らし、保有資金規模が適正なものとなっているか。過去の執行実績や具体的な需要等により精度の高い事業見込みを算定し、「保有割合」計算をする。

・「保有割合」が「1」を上回る場合は、その上回る部分を残置する必要性について、厳格に点検する。

・将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業は、当該事業で備えるべき損失の範囲を明確にした上で合理性ある事業見込みを算定し、「保有割合」計算を実施する。

・需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、廃止を検討する。

・執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させ、終了期限の延長についても厳格に対応する。

(事業費の支出がない基金事業)

・支出が管理費のみの基金事業は廃止を検討する。

・将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業は、3年連続して事業費の支出がない場合、事業を終了し国庫へ返納することを検討する。

・事業が終了し、管理費のみの支出となる基金は廃止を原則とする。

➤ 基金の設置法人等の適格性担保のために、選定にあたっては次の視点で点検する。

・基金設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、基金事業目的に照らし恣意的ではないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか。

・基金の大幅な増しにより事業量が拡大した場合などにも、必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

・担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制が構築され、こうした根幹的な業務が実質的に民間企業に外注されていないか厳格に点検する。

【外部有識者による点検】

➤ 外部有識者による点検においても、基金事業所管部局による点検の視点を踏まえる。

➤ 原則全ての基金事業について外部有識者に点検を求める（ただし、廃止決定済基金や現年度に開始した基金などは除く）。点検結果は、外部有識者の所見として基金シートに入力する。

➤ 全ての基金事業について、外部有識者による点検を原則とするが、個別の基金事業の性質や執行状況に加え、過去の指摘等を踏まえ、アウトカムの目標年度時や事業終了年度の翌年度等、一定の期間ごとに重点的に実施する対応も可とする。

【行政事業レビュー推進チームによる点検】

➤ 行政事業レビュー推進チームによる点検は、外部有識者による点検結果も踏まえ、基金事業所管部局の指導を行い、基金事業全体について見直し・改善につなげるものである。

➤ 点検の結果を所見とし、所見に至った過程・理由とともに、基金シートに具体的に入力する。

② 基金シートの活用

点検された結果などについては、定型的なフォーマットで基金共通的に作成される「基金シート」に記入し、レビュー見える化サイト（RSシステム）⁵¹を用いて国民をはじめとする利害関係者に対して公表する。

(4) 基金シート

「行政事業レビューシート作成ガイドブック＜別冊1：基金シート作成ガイドブック＞Ver1.1」では、基金シートの役割を次のように説明している。

行政事業レビューは、毎年、各府省庁自らが自律的に原則全ての予算事業（約5,700事業）を対象に、EBPMの手法等を用いて事業の進捗や効果についてKPIに照らした点検を行い、事業の改善や見直しにつなげ、予算が最終的にどこにわたり何に使われたかといった実態の把握を目的として実施されている。このために、全ての予

⁵⁰ https://www.gyokaku.go.jp/review/img/R07jisshiyouryou0331_2.pdf

⁵¹ <https://rssystem.go.jp/top>

算事業・基金事業で統一の様式を用いて活動・成果実績、予算の支出先、使途等を記載し、全面公開することで、政策としての有効性を高め、国民への説明責任及び透明性の確保を図っている。

基金シートは、過去の事実に対する「事後評価」や「説明責任」だけのものと誤解している例があるが、基金シートの作成は「次なる改善を見出すもの」であり、社会が変化、複雑化していることを前提に、政策による介入でどう社会課題を解決しようと考えているのか、事業の意義や課題などを改めて振り返り、必要に応じて専門家の手を借りつつ、政策効果が思うように発現していない事業については積極的に見直していくプロセスとすることも非常に重要であり、将来に向けて「意思決定」を行う、ダイナミックなEBPMの実践に活用されるものである。

なお、具体的な基金シートの作成及び公表状況に関しては、「基金シート等作成要領」⁵²及び「行政事業レ

ビュー見える化サイト（RSシステム）」を参照されたい。

4. 行政事業レビュー見える化サイト（RSシステム）

RSシステムでは、基金に関する情報として、各府省庁がRSシステムで作成した基金シートが公表されている。

作成対象は、複数年度にわたり実施すべき事業の財源として国から交付された資金を用いて公益法人等に造成された基金で、前年度末に基金残高を有している基金、前年度中に基金残高がなくなった基金、基金を原資とする貸付等の残高がある基金、現年度に開始した基金（開始予定のものを含む）である。

但し、RSシステムでの公表は2023年度以降の基金シートであり、現在は2023年度のデータは参考情報という位置づけになっている。

（図表6）RSシステムで公表される基金シートの内容

基金シートには以下に関する情報が、タブごとにまとめられています。

1 基本情報
事業の名称、基金の名称、所管課室、基金の造成法人等の名称、事業の目的、現状・課題、事業の概要、基金方式の必要性、終了予定時期、根拠法令など

2 基金経過
基金の造成の経緯、基金への予算措置など

3 効果発現経路
アクティビティ（具体的な活動内容）の内容、アクティビティごとに設定する活動目標や成果目標に関する指標や実績など。それぞれのアクティビティのロジックモデル（アクティビティ～アウトプット（活動目標）～アウトカム（成果目標）のつながり）も併せて確認できます。

4 収入・支出等
基金残高、収入・支出、執行の乖離の状況など

5 実績
基金事業の実績に関する情報

6 保有割合
保有割合、使用見込みの低い基金等の該当の有無と検討結果など

7 点検・評価
基金所管部局による点検・改善結果など

8 支出先
資金の支出先のうち、上位 10 者に関する情報（支出先の名称、金額、契約概要等）、支出先における資金の費目・使途。
（注）すべての支出先の情報を網羅しているものではありません。

9 その他備考
基金事業に関する資金の流れ図

事業 / 事業詳細
〇〇事業

事業年度（作成年度） 2025

基本情報

基金経過

効果発現経路

収入・支出等

実績

保有割合

点検・評価

支出先

その他備考

1

2

3

4

5

6

7

8

9

（注）以上の情報は 2025 年度シートの様式に基づき記載しております。

（出所：行政事業レビューシート作成ガイドブック＜別冊1：基金シート作成ガイドブック＞Ver1.1）

5. おわりに

2000年度以降、行政改革推進会議などでは、基金の適切な使用、不用額の国庫返納、補正予算で基金設定されることへの懸念が継続して指摘され、このような基金の抱える課題への対応策としての行政事業レビューなどによるモニタリング強化やPDCAの活用必要性が繰り返し言及され、様々な対応策が軌道に乗ってきている。また、最近では、基金データなどをEBPMに活かす視点が重視されている。

基金は、中長期にわたる我が国の社会課題の改善のた

めに手法としても活用されている一方で、近年の補正予算を通じた基金の金額膨張にアラートを発することは重要であり、単年度予算主義の例外として扱われている基金は、点検・見直しの質の充実度とセットで、新規造成や規模を考えていかなければならない。

基金データなどをEBPMに活かすことは、新たな社会課題の解決手法としては不可欠であるが、基金は、世界規模の社会課題解決や我が国のグローバル戦略を反映する内容へと変質してきており、例えば10年前の過去データは、過去事実や傾向を確認するには有用であるが、EBPMを介して直近の政策に活かすには、今後の基金

⁵² <https://www.gyokaku.go.jp/review/kikin/img/R07sakusei.pdf>

34 テクニカルセンター 会計情報 Vol. 591 / 2025. 11 © 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

データの充実と検証が重要となる。

してより強いプッシュ方式で伝達していただきたい。

引き続き、国には、社会課題解決のために、RSシステムの内容充実に加え、点検・見直し結果を、国民に対

以 上

会計基準等開発動向

2025年10月2日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
バーチャルPPAに係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、バーチャルPPA（Power Purchase Agreement）に関して、現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられる取引を前提に、需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて、検討が行われていた。	2025年3月11日付で、実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」が公表され、2025年5月30日まで意見募集が行われていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」を統合した会計基準の開発に向けて、検討が行われていた。	2025年4月23日付で、企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等が公表され、2025年6月30日まで意見募集が行われていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されており、2025年10月に最終化することが目標とされている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当て、後発事象に関する会計基準の開発が行われていた。	2025年7月8日付で、企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準（案）」等が公表され、2025年9月12日まで意見募集が行われていた。 今後、公開草案に寄せられたコメントを検討することが予定されている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）については、減損に関する公開草案の公表後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定とされている。	2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」のモデルを開発の基礎として検討が進められている。 現在、金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針の文案を検討しつつ、合わせて企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」及び移管指針第12号「金融商品会計に関するQ&A」等の改正案に関する検討が行われている。
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。 2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙（ https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf ）が公表された。

項目	内容	ステータス
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、検討する予定とされている。	今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討が行われている。	2025年5月より検討が開始されている。
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2025年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、今後、検討する予定とされている。あわせて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理する予定とされている。	今後、検討を開始する予定とされている。

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1) いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2) 現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3) インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてJICPAよりテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第54回基準諮問会議（2025年7月11日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。

項目	内容	ステータス
のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更	(1)のれんの非償却を導入 (2)のれん償却費の計上区分変更	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において経済同友会等より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 審議の結果、まず主にスタートアップ関係者に対する意見聴取を行いつつ可能な限り聴取対象の範囲を拡大した上で、企業会計基準として改善が見込まれるかどうかの観点から意見聴取をASBJに依頼することとされた。 なお、ASBJが実施する意見聴取は、ASBJにおける通常の審議と異なり、ASBJが本テーマに関して判断や評価を行うものではなく、テーマ提言に関する判断や評価は企業会計基準諮問会議において行われるとされている。
連結財務諸表における取扱い	(1)連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2)連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 審議の結果、事務局において追加の検討を行った上で次回以降の企業会計基準諮問会議に諮ることとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■現在開発中のSSBJ基準

項目	内容	ステータス
サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」の改正	2025年4月にISSBより、公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号の修正案」（以下「IFRS S2号の修正案」という）が公表された。ISSBでは、2025年中にIFRS S2号の修正を確定することが目標とされている。 SSBJでは、ISSBによってIFRS S2号の修正案が確定されることを前提として、対応するサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」の取扱いが検討されている。	2025年8月より検討が開始されている。 2027年3月期の期首からSSBJ基準の適用を開始する企業のニーズを考慮し、IFRS S2号の修正に対応してSSBJ基準を改正する場合には、2026年3月末までに改正が確定するように検討を進めることが目標とされている。 なお、検討にあたっては、SSBJ基準とISSB基準に同時に準拠した開示を作成することが可能となるように、適用時期に関する定めについても検討が行われる予定とされている。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正	2025年7月に、ISSBより、公開草案『「SASBスタンダード」の修正案』（コメント期限：2025年11月30日）が公表された。また、同日に、「SASBスタンダード」の修正案に対応する結果的修正を行うことを目的として、公開草案『「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案』（コメント期限：2025年11月30日）が公表された。 SSBJ基準では、適用基準及び気候基準のそれぞれにおいて、「SASBスタンダード」（2023年12月最終改訂）及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」（2023年6月公表）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。 このため、ISSBによって「SASBスタンダード」及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」が修正される場合、参照先の「SASBスタンダード」及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」を最新のものに更新することについて、検討を行うことが想定されている。	今後、検討を開始する予定とされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
該当なし		

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

新刊書籍のご案内

第11版 Q&A 事業承継をめぐる 非上場株式 の評価と相続対策

デロイト トーマツ税理士法人 編
清文社

本書は、「株式」の承継（いわゆる事業承継）の指針となるよう企画されたもので、今回の改訂で第11版を迎えます。

デロイト トーマツ税理士法人では、長年にわたり事業承継に関する研究会で、情報交換・議論を深め、事業承継をめぐる諸問題について検討してきました。

その成果も踏まえ、第11版では、いわゆる総則6項事案やグループ通算制度を採用している会社の評価についての解説を新設し、想定しうる設問を充実させています。

価格 4,620円(税込)

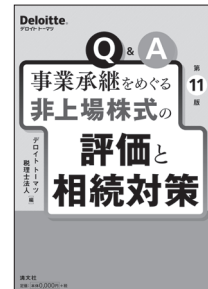
2025年10月刊

ISBNコード:

978-4-433-72445-0

購入リンク:

非上場株式の評価と相続対策 | 書籍EC | 清文社



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。

市販の書籍 <https://www.deloitte.com/jp/ja/our-thinking/publications.html>

会計情報

発行日 令和7年10月20日(毎月20日発行)
第591 11月号
発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数を指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001